

## みどりの政策の現状と課題

## - 目次 -

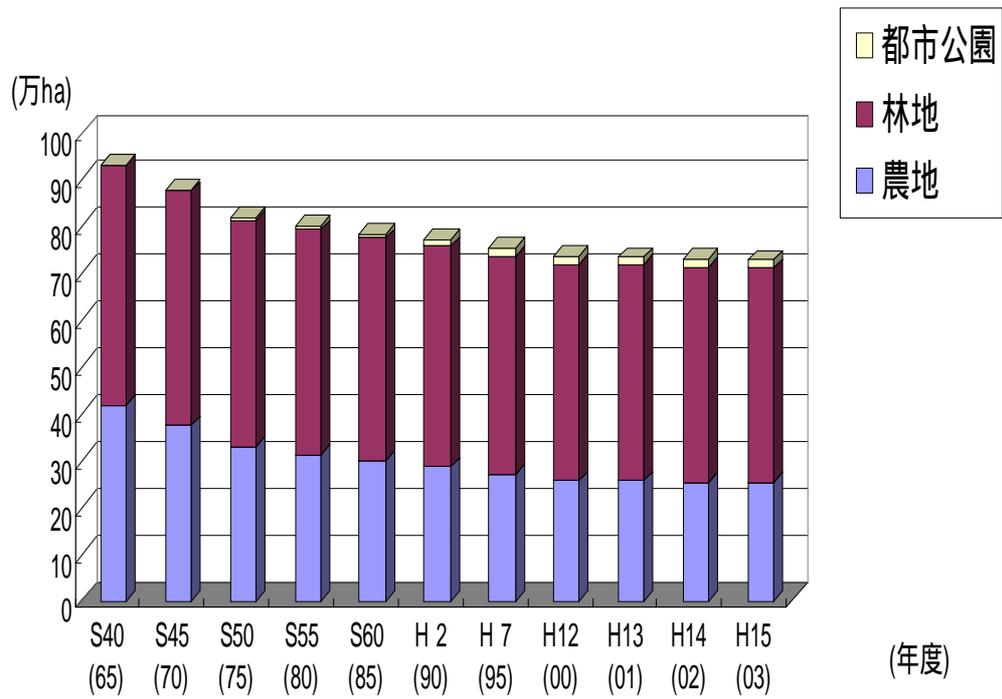
1 . 都市のみどりの現状 -----	1
( 1 ) 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）における緑地面積の推移 ---	1
( 2 ) 横浜市における緑地の減少 -----	2
( 3 ) 名古屋市における緑地の減少 -----	3
( 4 ) 大阪府、大阪市の市街地における緑被地の減少 -----	4
( 5 ) 全国の緑被率の推移 -----	5
( 6 ) 都市規模別の都市公園整備の推移 -----	5
2 . 都市のみどりを支える制度 -----	6
( 1 ) 都市公園等の整備 -----	8
( 2 ) 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区制度 -----	10
( 3 ) 特別緑地保全地区制度 -----	11
( 4 ) 緑地協定制度 -----	12
( 5 ) 市民緑地制度 -----	13
( 6 ) 生産緑地地区制度 -----	14
( 7 ) 緑化地域制度 -----	15
( 8 ) 地区計画等緑化率条例の活用 -----	16
( 9 ) 緑化施設整備計画認定制度 -----	17
( 10 ) 総合設計制度等の活用による緑化の推進 -----	18
( 11 ) 特例容積率適用地区制度 -----	18
( 12 ) 社会・環境貢献緑地評価システム -----	19
3 . みどりの政策に関する基本方針等 -----	21
( 1 ) 緑の政策大綱 -----	21
( 2 ) 緑の基本計画 -----	22
( 3 ) 都市公園等整備緊急措置法と都市公園等整備七（五）箇年計画 -----	24
( 4 ) 社会資本整備重点計画の概要 -----	25
( 5 ) みどりの整備・保全・管理に関する目標 -----	27
4 . みどりの政策に関する課題 -----	29
地球環境問題等への対応 -----	30
( 1 ) 地球温暖化対策 -----	30
( 2 ) ヒートアイランド現象の緩和 -----	34
( 3 ) 生物多様性の確保 -----	36
安全・安心な都市の構築 -----	37
( 1 ) 災害に脆弱な都市構造の改善 -----	37
( 2 ) バリアフリー社会の形成推進 -----	40
豊かな地域づくりへの対応 -----	44
( 1 ) 地域の歴史的・文化的・自然的資源の活用 -----	44
参画社会等への対応 -----	46
( 1 ) 市民・企業・NPO等の参画・協働 -----	46
( 2 ) 本格化する少子高齢化社会 -----	52
( 3 ) コンパクトなまちづくりへの対応 -----	55
( 4 ) 既存ストックの活用 -----	57
( 参考 ) 公園緑地法制度の系譜	

# 1. 都市のみどりの現状

## (1) 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）における緑地面積の推移

- S40(1965)年からH15(2003)年の約40年間に、都市公園が約1.6万ha増加した一方で、農地・林地が約21.9万ha（山手線の内側の約34個分）減少。緑地合計（農地・林地・都市公園）では約22%減少。
- S60(1985)年からH15(2003)年の約20年間でも、農地・林地が約6.6万ha（山手線の内側の約10個分）減少。

首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）における緑地面積の推移



**S40(1965)年** : 農地 約41.9万ha  
 林地 約50.9万ha  
 都市公園 約0.2万ha  
緑地合計 約93.1万ha

**S60(1985)年** : 農地 約 29.8万ha  
 林地 約 47.7万ha  
 都市公園 約 0.9万ha  
緑地合計 約 78.4万ha

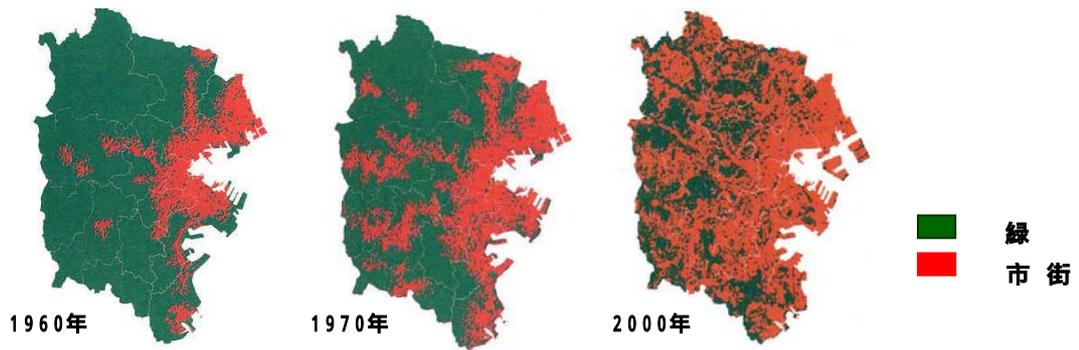
**H15(2003)年** : 農地 約25.1万ha  
 林地 約45.8万ha  
 都市公園 約 1.8万ha  
緑地合計 約72.7万ha

(国土交通省調べ)

## (2) 横浜市における緑地の減少

- ・1960年以降継続して緑地が減少。
- ・樹林地面積も、過去40年間で、約7,600ha（山手線の内側の面積の約1.2倍）、約74%減少。

### 横浜市における緑地（樹林地、農地、草地）の減少



### 横浜市における樹林地面積の減少

#### 横浜市における樹林地面積の推移

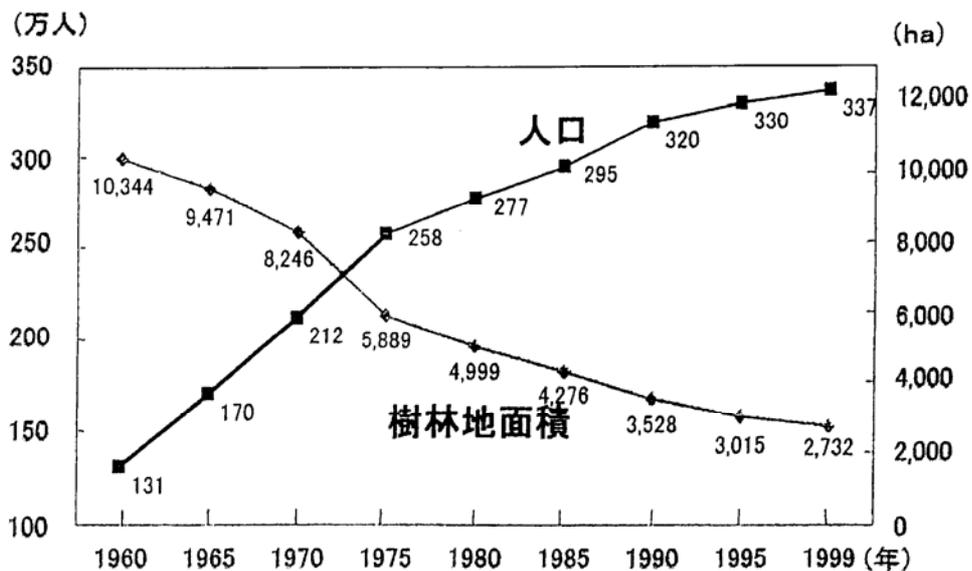
S35(1960)年:10,344ha S55(1980)年:4,999ha H11(1999)年:2,732ha

過去約40年間(1960-1999):

約7,600ha(約74%)の減少(山手線の内側の面積の約1.2倍)

過去約20年間(1980-1999):

約2,230ha(約45%)の減少(山手線の内側の面積の1/3以上)



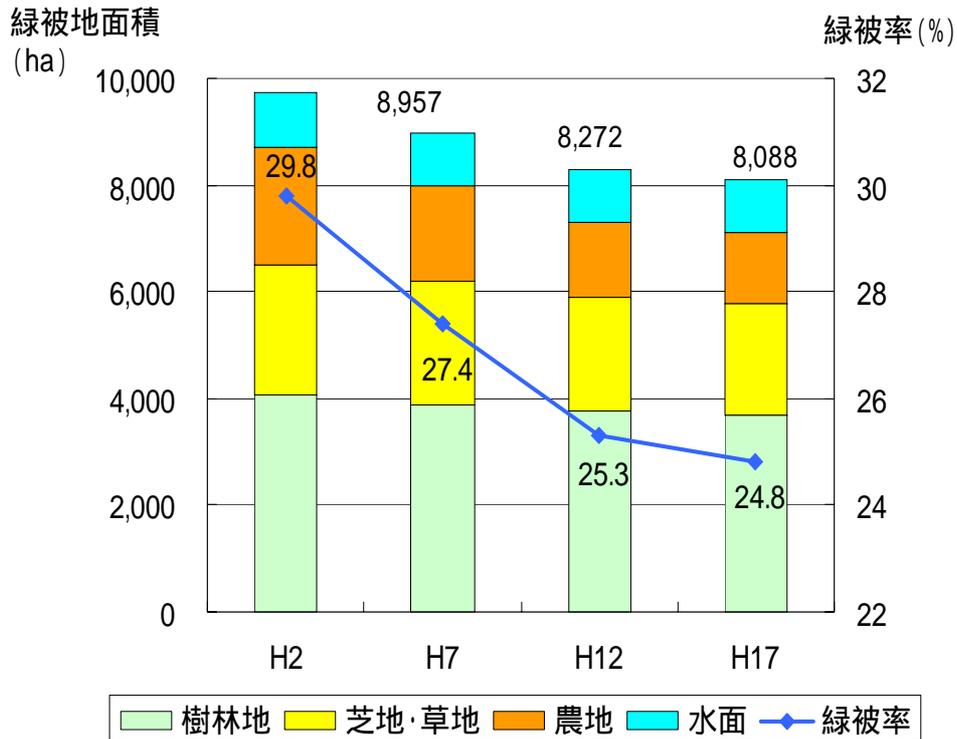
出典：国土交通省調べ

### (3) 名古屋市における緑地の減少

平成2年からの15年間で

- ・緑被地面積が**1,643ha**減少  
(東山の森(東山公園+平和公園、(計410ha)の4つ分)
- ・緑被率が**約30%から約25%に低下**

名古屋市における緑被地(樹林地、農地、草地、水面)の減少

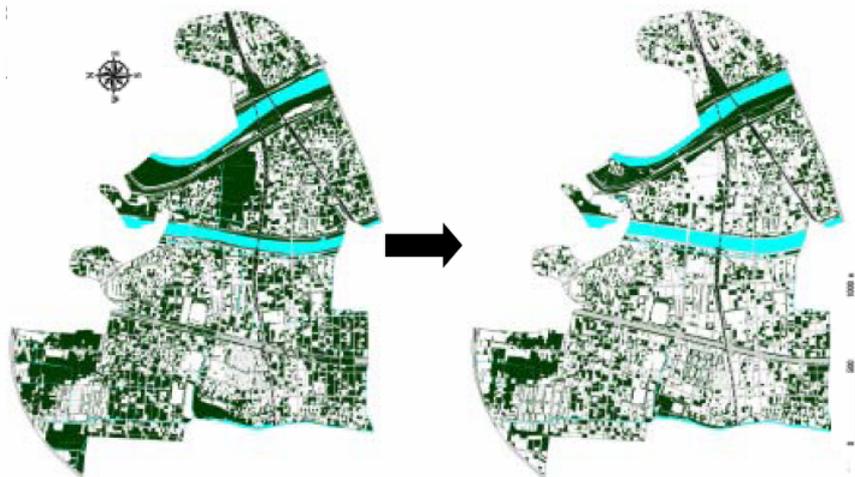


農住混在地区(中川区)の緑被地の状況変化の例

平成2年 12年の10年間にも緑被地の減少・細分化が進行

平成2年緑被地状況(緑被率44%)

平成12年緑被地状況(緑被率31%)



緑被地: 樹林地・農地・草地・水面

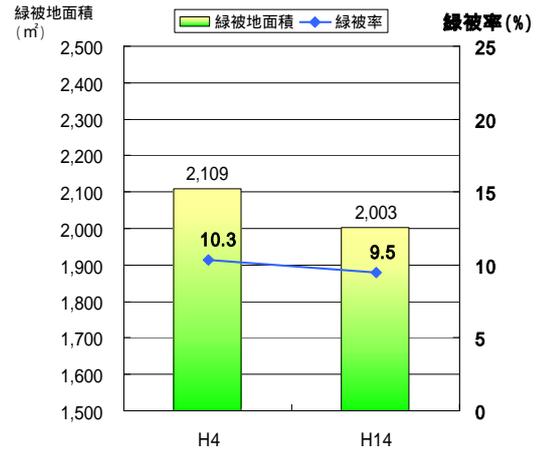
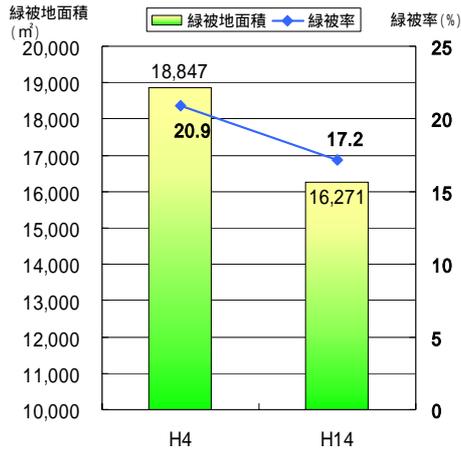
#### (4) 大阪府、大阪市の市街地における緑被地の減少

**大阪府**市街地（市街化区域）においては、平成4年からの10年間で

- ・ 緑被地面積が 2,575 ha 減少（大阪城公園（面積106.7ha）の約2.4倍）
- ・ 緑被率が約20%から約17%に低下

**大阪市**市街地（市街化区域）においては、平成4年からの10年間で

- ・ 緑被地面積が 106 ha 減少（大阪城公園（面積106.7ha）と同等の面積）
- ・ 緑被率が10.3%から9.5%に低下

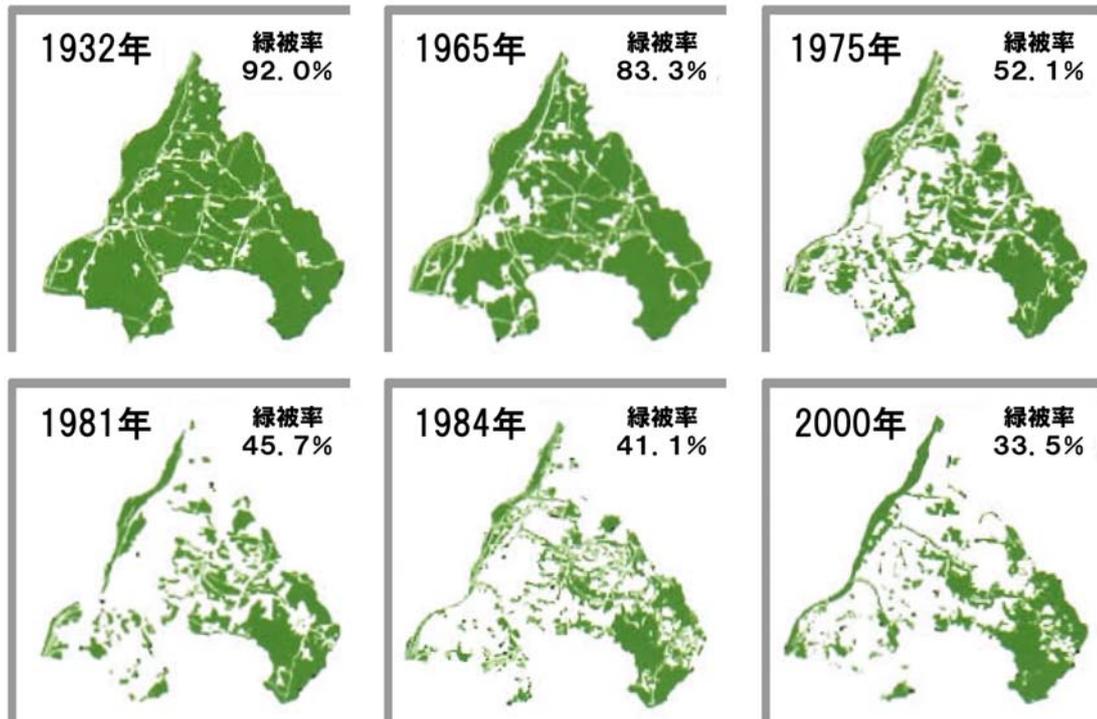


大阪府市街化区域における緑被地の減少

大阪州市街化区域における緑被地の減少

緑被地：樹林・樹木に被われた区画、果樹園、草地（芝地を含む）

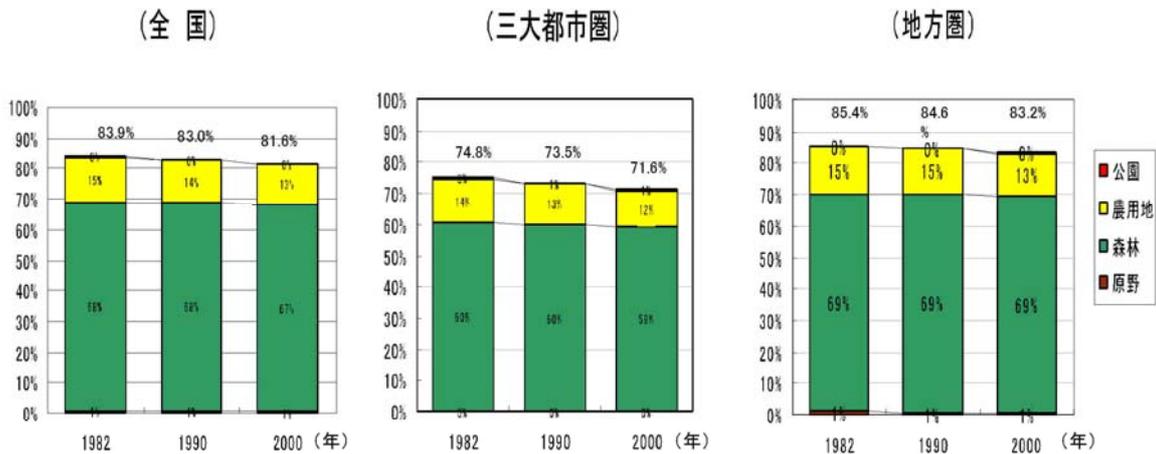
#### 枚方市の緑被率の変遷



## (5) 全国の緑被率の推移

- ・約20年間で全国的に緑被率は減少している。
- ・都市公園は増加しているが、緑地の大部分を占める森林、農用地が減少しているため、全体としては減少している。

全国、三大都市圏、地方圏別の緑化率の推移



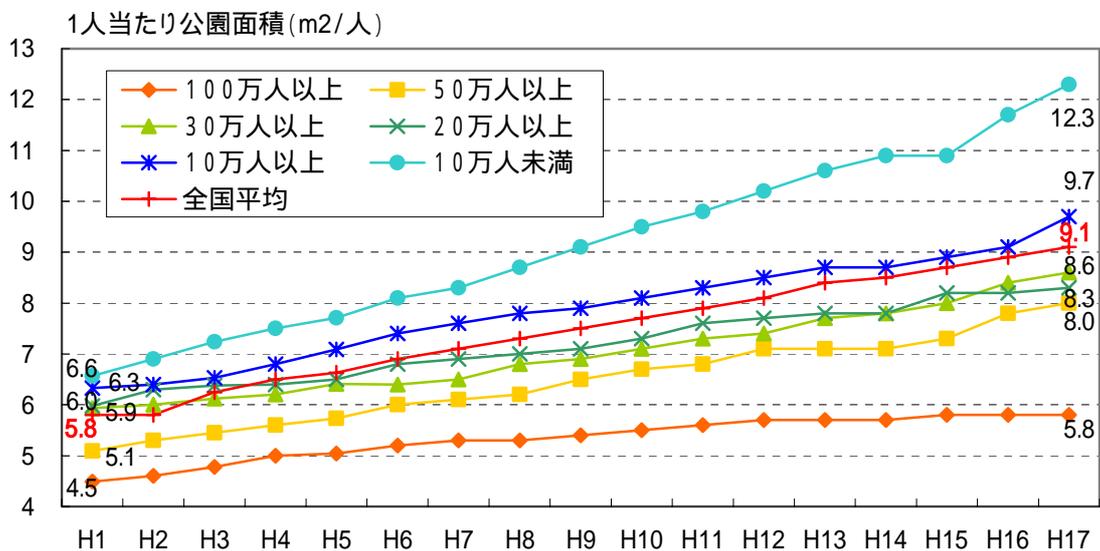
(出典)国土交通省土地利用現況把握調査及び都市計画年報より国土交通省国土計政局作成

(注)緑被率:国土に占める農用地、森林、原野、都市公園の占める割合  
三大都市圏:東京圏、名古屋圏、関西圏 地方圏:三大都市圏以外の地域

出典:土地利用現況把握調査及び都市計画年表、国土交通省国土計政局

## (6) 都市規模別の都市公園整備の推移

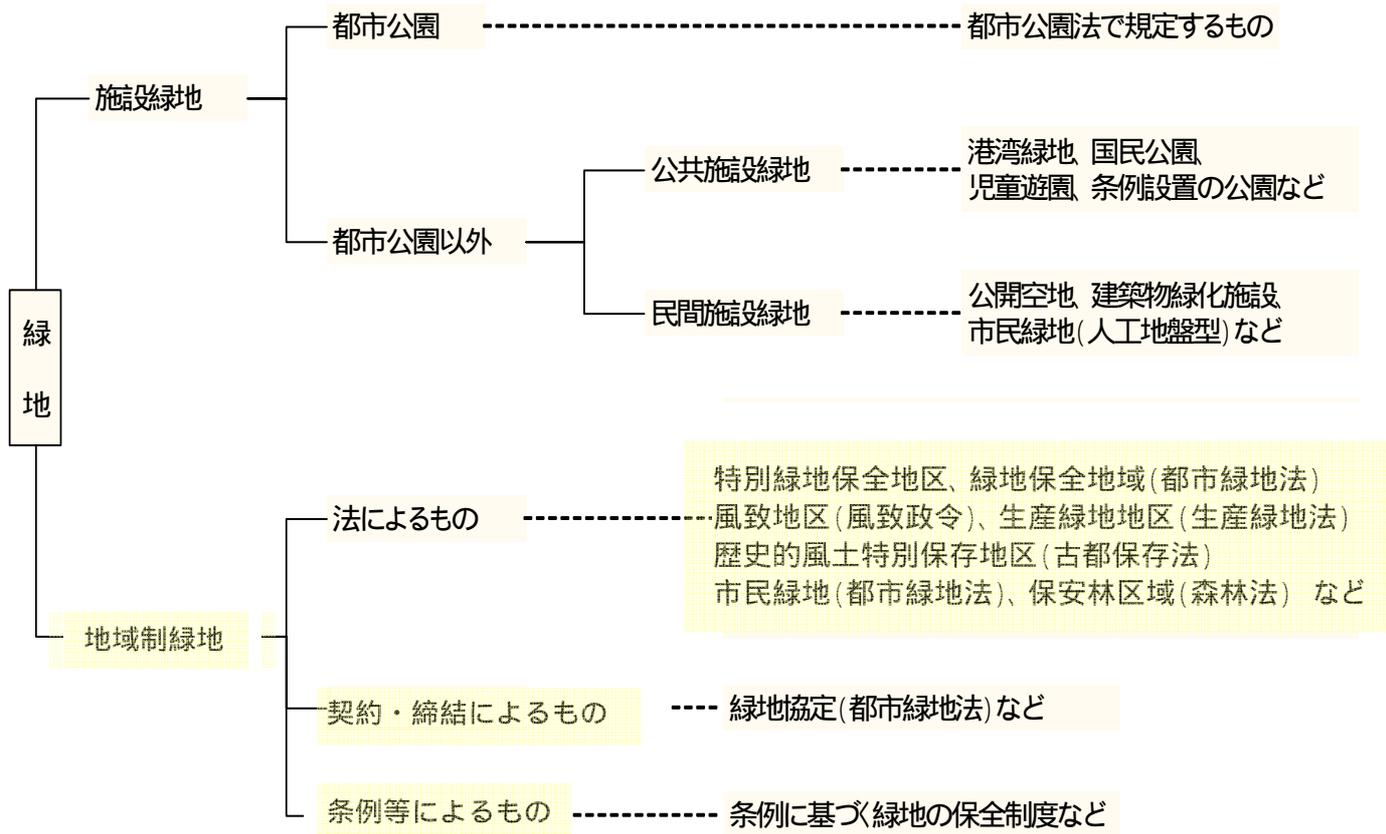
- ・都市規模別の1人当たり公園面積は、平成元年度末と比較した場合、1人当たり都市公園面積の全国平均は、平成17年度末で1.6倍の9.1m<sup>2</sup>/人と推移しているが、人口100万人以上の都市における1人当たり都市公園面積は、1.3倍の5.8m<sup>2</sup>/人であり、都市規模が大きくなるに伴って1人当たり公園面積は減少し、整備の進捗率も低くなっている。



## 2. 都市のみどりを支える制度

都市におけるみどりは、良好な自然的環境を行為制限により守る都市計画の制度、都市公園の整備など多様な手法で保全・創出が進められている。

### 「緑地」の概念整理



## 都市の緑に関する施策の体系

区分		地区名等	実績	関係法令
施設緑地	都市公園	都市公園	91,663箇所、109,178ha	都市公園法
	公共施設緑地	道路、河川、港湾等の公共施設の緑地、国民公園、児童遊園等	約28,000ha	道路法、河川法、港湾法、児童福祉法等
		学校・官公庁等の公共公益施設の緑化、条例設置の公園等	-	
	民間施設緑地	緑化施設整備計画認定制度 市民緑地(人工地盤型)	17箇所 0件	都市緑地法
市民農園 公開空地等		395件、406.1ha 総合設計:2,783件 特定街区:111地区 高度利用地区:905地区等	市民農園整備促進法 建築基準法	
地域制緑地	保存・保全を図る地区等の指定	歴史的風土保存区域	32地区、22,487.0ha	・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 ・明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
		歴史的風土特別保存地区	51地区、8326.7ha	
		近郊緑地保全区域	24地区、96,974.7ha	・首都圏近郊緑地保全法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
		近郊緑地特別保存地区	26地区、3,455.5ha	
		緑地保全地域	0地区	都市緑地法
		特別緑地保全地区	340地区、2,000.0ha	
		地区計画等緑地保全条例	0件	
		風致地区	757地区、169,420.2ha	都市計画法
		景観地区	12地区	景観法
		生産緑地地区	64,428地区、14,695.9ha	生産緑地法
		保安林区域、農業振興地域等	-	森林法、農業振興地域整備法等
保存樹	保存樹 4,276本 保存樹林 (イ)252件、789,740.5㎡ (ロ)32件、1,568.8㎡	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 景観法		
保存樹林				
景観重要樹木	0件			
緑化を義務付ける地区等の指定	緑化地域	0地区	都市緑地法	
	地区計画等緑化率規制条例	3箇所		
契約・協定の締結	工場緑化	-	工場立地法	
	市民緑地	113件、525,245㎡	都市緑地法	
	緑地協定	1,816件、6,183.6ha		
管理協定	0件			

## (1) 都市公園等の整備

都市計画決定、用地取得等により公的に緑地を保全・創出。

### 国庫補助

- ・国は、**用地取得(1/3)**及び**施設整備(1/2)**に国庫補助  
税制措置(借地公園に用地を提供した場合)
- ・固定資産税が**非課税**(無償貸し付けの場合)
- ・相続税が**4割評価減**(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)

ヒートアイランドの緩和や生物多様性の  
保全に資する緑地の保全・創出



座間谷戸山公園(神奈川県座間市)

地震災害時の避難地・避難路の確保



清見田公園(静岡県焼津市)

高齢者や障害者等、だれもが快適に利用  
できるようにバリアフリー化を推進



横浜動物の森公園(神奈川県横浜市)

地域の歴史的・文化的自然的資産の  
活用による観光振興・地域活性化



国営飛鳥歴史公園(奈良県明日香村)

健康運動や体験学習等の活動の場の提供



滝野すずらん丘陵公園(北海道札幌市)

市民参加による公園づくり

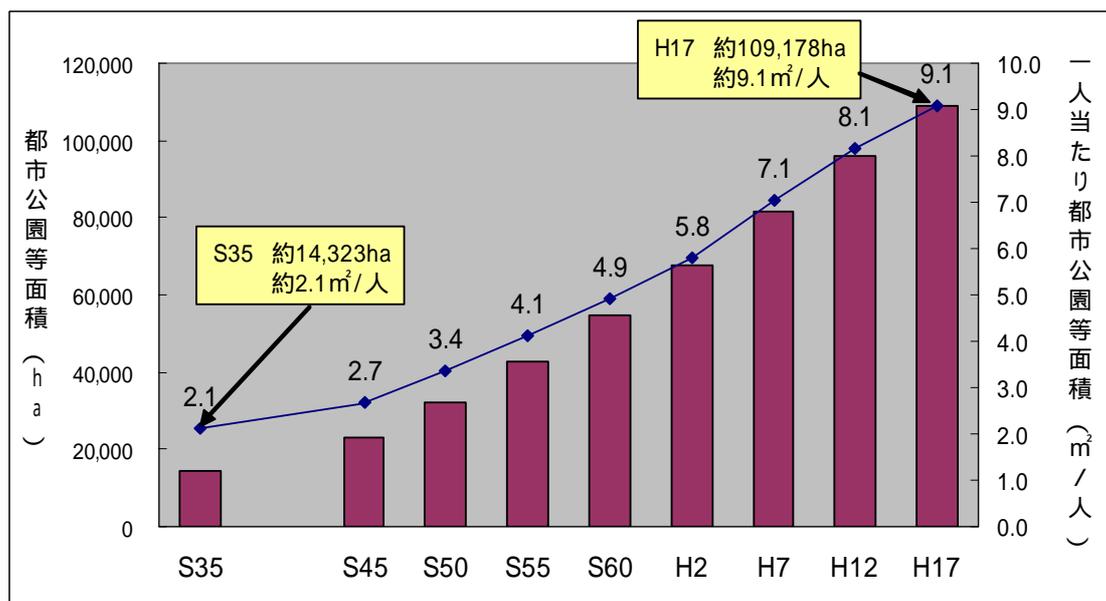


市民参加による里山づくりを行っている  
舞岡公園(神奈川県横浜市)

平成 17 年度末の全国の都市公園等の整備量は、平成 16 年度末と比較し、面積は約 106,370ha から約 109,178ha と約 2,800ha(約 3%)増加、箇所数は 89,216 箇所から 91,663 箇所と約 2,400 箇所増加した。

平成 17 年度末現在の 1 人あたり都市公園等面積は、全国で 9.1 m<sup>2</sup>と当面の目標値である 10 m<sup>2</sup>/人を達成しつつある状況である。

### 都市公園面積の推移と一人当たり公園面積の推移



### 国において定めている整備水準（一人当たり公園面積に関するもの）

#### 緑の政策大綱

<目標年度：21 世紀初頭> 都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の増加に努める。なお、長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を 20 m<sup>2</sup>とすることを目標とする。

#### 都市公園法施行令

<住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準> 一の市町村（特別区を含む）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 m<sup>2</sup>以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たり敷地面積の標準は、5 m<sup>2</sup>以上とする。

## ( 2 ) 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区制度

- ・首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、無秩序な市街地化を防止し、秩序ある発展に寄与することを目的として、国土交通大臣が近郊緑地保全区域を指定し、開発行為等を届出・勧告制により規制して保全。
- ・特に保全による効果が著しく良好な自然環境を有する土地については、都府県が近郊緑地特別保全地区を都市計画決定に定めて、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全
- ・開発行為等が不許可の場合に土地の利用に著しく支障をきたす場合、土地所有者の申し出により、行政等が土地を買入れ

### 国庫補助

- ・国は、近郊緑地特別保全地区の土地の買入れ（ 5 . 5 / 1 0 ）及び保全利用施設の整備（ 1 / 2 ）に国庫補助税制措置
- 近郊緑地特別保全地区について、
- ・固定資産税が最高 1 / 2 の評価減（管理協定を締結すれば非課税）
  - ・相続税が山林・原野については 8 割評価減（管理協定と併用すればさらに 2 割評価減）

### 指定状況（H17年度末現在）

近郊緑地保全区域	24地区、約96,975ha
近郊緑地特別保全地区	26地区、約3,456ha



円海山近郊緑地特別保全地区（横浜市）



六甲近郊緑地保全区域（兵庫県）

### ( 3 ) 特別緑地保全地区制度

- ・都市において自然的環境を形成している緑地のうち一定の要件満たすものを都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、**現状凍結的に保全**
- ・開発行為が不許可の場合に土地の利用に著しく支障をきたす場合、土地所有者の申し出により、行政等が土地を買入れ

#### 国庫補助

- ・国は、**土地の買入れ ( 1 / 3 )** 及び**保全利用施設の整備 ( 1 / 2 )** に国庫補助税制措置
- ・固定資産税が**最高 1 / 2 の評価減** ( 管理協定を締結すれば**非課税** )
- ・相続税が山林・原野については**8 割評価減** ( 管理協定と併用すれば**さらに 2 割評価減** )

指定状況 ( H 1 7 年度末現在 ) 3 4 0 地区、約 2 , 0 0 0 h a

( 近郊緑地特別保全地区を除く )



熱田神宮緑地保全地区 ( 名古屋市 )



粕江弁財天緑地保全地区 ( 東京都粕江市 )



小沢城址緑地保全地区 ( 川崎市 )



香住ヶ丘海岸特別緑地保全地区 ( 福岡市 )

都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」として指定された地区は、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」とみなされる。

#### ( 4 ) 緑地協定制度

- ・住民等が自らの発意で協定を締結し、市町村長の許可を受けることにより、民有地の緑地を保全・創出
- ・土地所有者等全員の合意による「全員協定」と、民間事業者等が分譲前に定める「一人協定」がある。
- ・緑地協定が締結されると、後から当該協定区域内の土地所有者となった者にも協定の効力が及ぶ。

締結状況( H 1 7 年度末現在 )

- ・全国で、 1 , 8 1 6 地区、合計約 6 , 1 8 4 h a



佐倉市染井野住宅(千葉県佐倉市)



仙台泉区泉パークタウン桂地区(宮城県仙台市)

## (5) 市民緑地制度

- ・地方公共団体が土地所有者と契約し、雑木林・屋敷林などの私有緑地を管理するとともに、地域住民が利用する緑地として公開
- ・案内板、ベンチなど、必要に応じて、利用や管理に必要な施設を整備。
- ・企業敷地内の緑地、人工地盤上の緑地などを市民緑地に指定することも可能。

### 国庫補助

- ・市民緑地契約に基づく施設整備（緑地環境整備総合支援事業：面積要件2ha以上）
- ### 税制措置
- ・固定資産税が**非課税**（地方公共団体に無償貸し付けの場合）
  - ・相続税が**2割評価減**（契約期間20年以上などの条件を満たす場合）

契約締結状況（H17年度末現在）：113地区、約53ha



北烏山九丁目屋敷林市民緑地（東京都世田谷区）



きたつぱら憩いの森（東京都練馬区）



第1号市民の森（埼玉県鶴ヶ島市）



成城三丁目こもれびの庭市民緑地  
（東京都世田谷区）

## ( 6 ) 生産緑地地区制度

- ・農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境を確保するため、市街化区域内農地のうち、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ公共施設等の敷地に適しているもの等の要件を満たすものを生産緑地地区として都市計画決定し、建築行為等を許可制により規制。
- ・農林漁業の主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合、または生産緑地地区として告示された日から30年が経過した場合には市町村長に買取りを申し出ることができる。

### 税制措置

- ・固定資産税：宅地並み課税の適用除外、農地として課税
- ・相続税：・ 残営農年数等により3.5～0.5割評価減
  - ・ 相続人が営農を継続している場合、納税猶予  
(相続人が死亡の日に免除)

<参考：農地に係る相続税納税猶予制度>

相続人が営農を継続している場合納税猶予(20年を経過する日等の場合免除)

三大都市圏の特定市街化区域農地等は納税猶予制度は適用しない。

上記に係わらず生産緑地地区内の農地等に限り納税猶予制度を適用。但し、相続税額が免除されるのは相続人死亡の日。

### 都市計画決定状況

(H16年度末現在)：

約64,400地区、約14,700ha



生産緑地地区(名古屋市)



生産緑地地区(埼玉県川越市)

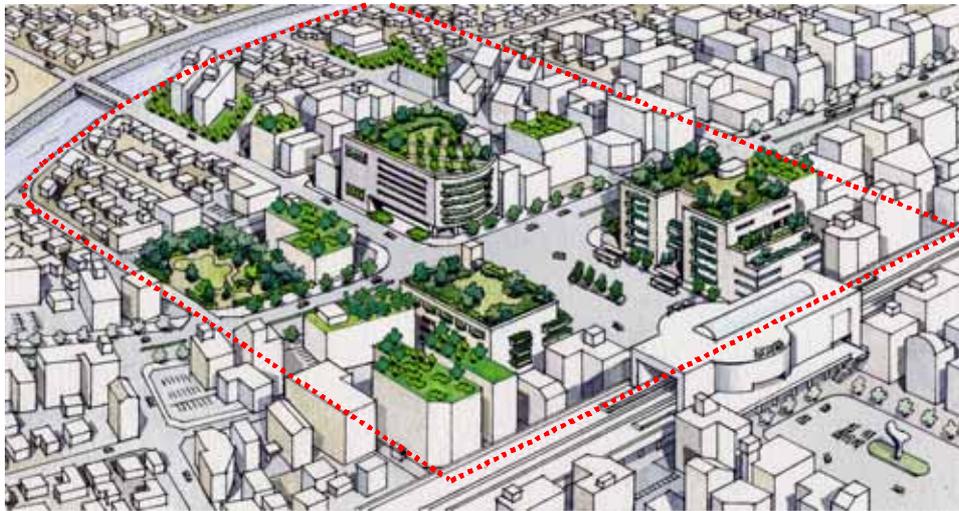
## (7) 緑化地域制度

用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な土地不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある地域について、市町村が都市計画に「緑化地域」を定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度。(平成16年度創設)

地区計画等緑化率条例制度：

地区計画において緑化地域と同様の緑化率規制を行う。(平成16年度創設)

### 緑化地域のイメージ



イメージ

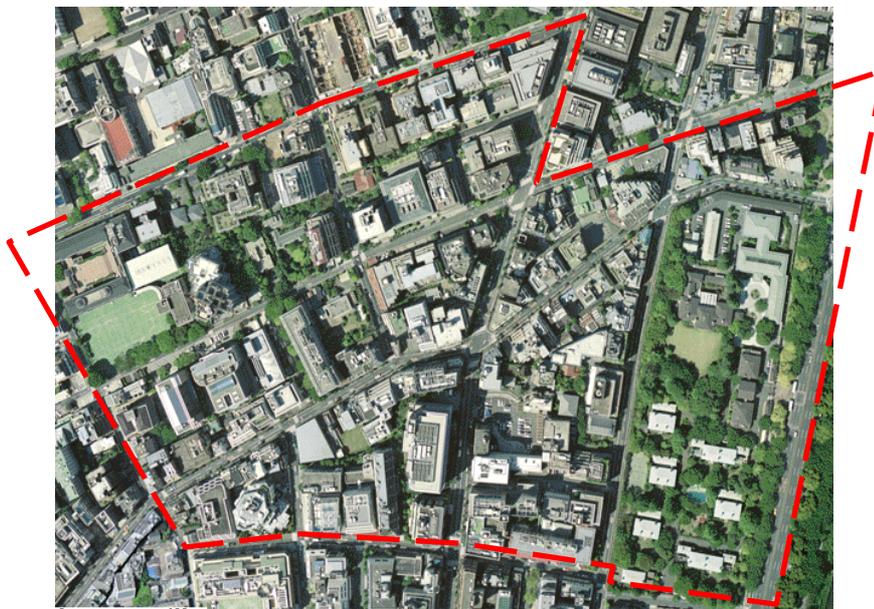


イメージ

## ( 8 ) 地区計画等緑化率条例の活用

東京都千代田区（一番町地区）の事例

警視総監公邸跡地の利用問題を発端に、建築基準法に基づく地区計画条例に緑化率制限を定め、既存の良好な市街地の環境を保全



東京都三鷹市（法政大学付属中・高等学校周辺地区）の事例

大学の移転にともなう地区の再整備にあわせ、地区計画で緑化率の最低限度を定め、既存のみどりを保全・活用した緑豊かなまちづくりを誘導



## (9) 緑化施設整備計画認定制度

建築物の敷地内の空地・屋上などの緑化に関する事業者の緑化施設整備計画を市町村長が認定し、認定された計画に従って事業者が緑化施設を整備する場合、緑化施設に関する固定資産税の特例措置が講じられる。

税制措置（緑化施設に係る固定資産税）

- ・緑化義務のない場合 課税標準 1 / 2（5年間）

地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内の認定緑化施設（建築敷地面積1,000㎡以上）

緑化地域等内の認定緑化施設（建築敷地面積300㎡以上）

- ・緑化義務のある場合 課税標準 1 / 3（5年間）（義務履行に必要な最低限度部分を除く）

緑化地域等内の認定緑化施設（建築敷地面積300㎡以上）

活用状況（平成18年4月現在）

18地区、約5.2haの緑地が創出



約18,000㎡の緑地を創出した  
六本木六丁目第一種市街地再開発事業  
（東京都港区）

約7,600㎡の緑地を創出したなんばパークス  
（大阪市）

## (10) 総合設計制度等の活用による緑化の推進

総合設計、特定街区、高度利用地区等の規制・誘導手法を活用し市街地の緑化を推進。

### 総合設計

- 一定規模以上の空地（緑地を含む）を確保する建築計画について、容積率制限の緩和などの特例が受けられる。

- 実績：2,783件（平成16年度末）

### 特定街区

- 建築物の建築に合わせて有効な空地の確保や屋上緑化等を行うものについて、容積率等の緩和を行う。

- 実績：111地区 212ha（平成16年度末）

### 高度利用地区

- 土地の高度利用と都市機能の更新のため、歩道状空地や屋上緑地等の確保と合わせて容積率等の緩和を行う。

- 実績：905地区 1,818ha（平成16年度末）



総合設計制度により設けられた緑地  
（東京都新宿区）



総合設計制度により設けられた緑地  
（大阪市中央区）

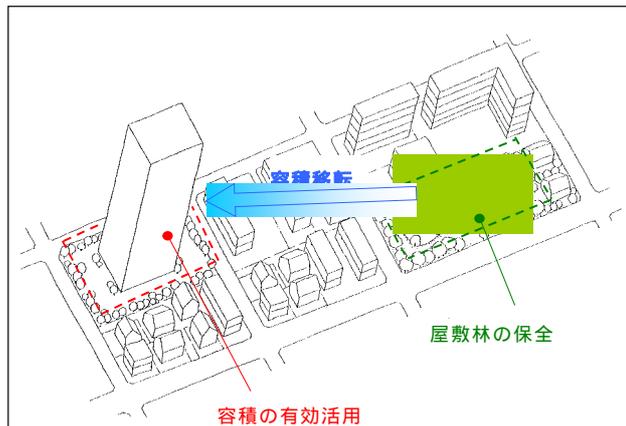
## (11) 特例容積率適用地区制度

- 適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図ることを目的。

- 地区内の保全すべき緑地等に係る敷地の容積を別の敷地に移転することにより、都市内における屋敷林や緑地の保全を推進。

- 平成16年創設（従前の制度を廃止し、商業地域以外の用途地域にも拡充）

### 特例容積率適用地区内における容積移転のイメージ < 具体的手続き >



特例容積率適用地区の決定  
（適用可能地区：第1種低層住居  
専用地域、第2種低層住居専用  
地域、工業専用地域以外の用途地域  
内）



特例容積率の限度の指定の申  
請（地区内の複数の敷地に係る土  
地の所有者等 特定行政庁）



特定行政庁による特例容積率  
の限度の指定・公告

## ( 1 2 ) 社会・環境貢献緑地評価システム ( SEGES : シージェス )

企業等による緑の保全・創出活動を通じた社会や環境への貢献度を、適正な基準で評価・認定

- ・三井住友海上、トヨタ、森ビル、ソニー、ノリタケ、東京ガス、アサヒビール、エーザイ、富士通など14企業が認定
- ・平成17年9月に、愛・地球博会場で第1回認定式



環境教育の場として里山を保全・整備・活用  
(トヨタ自動車株式会社「トヨタの森」フォレスタヒル)



一般に開放された公園のような企業緑地  
( (株) ノリタケカンパニーリミテッド (愛知県名古屋市) )

都市のみどりに関する税制

分類	制度等	制度概要	固定資産税 都市計画税	相続税
公園	都市公園 (借地公園)	・土地所有者との貸借契約により土地物件に関する権原を借り受けて都市公園を開設。	・非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)	・4割評価減 (契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
契約	市民緑地	・地方公共団体等が土地所有者と契約を結び、地域の人々の利用に公開	・非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)	・2割評価減 (契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
	緑地保全地域	・里山などの都市近郊の緑地、広域的な緑地を、届出、命令制により保全	- - -	- - -
地域地区等	特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区を含む)	・良好な自然環境を形成している緑地を対象に、開発行為を許可制により規制し、現状凍結的に保全	・最高1/2の評価減 (管理協定と併用すれば非課税)	・山林、原野については8割評価減 (管理協定と併用すればさらに2割評価減) ・延納利子税の利率を、課税相続財産の価額に占める不動産等の価額の割合が、50%以上の場合:3.6%、50%未満の場合:4.2%とする。
	管理協定	・緑地保全地域、特別緑地保全地区の管理について、地方公共団体等が土地所有者と協定	・非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)	・管理協定区域が特別緑地保全地区内において定められた場合は、特別緑地保全地区としての評価減に加え更に2割評価減
	地区計画緑地保全条例	・条例に基づく許可制により、地区内の貴重な緑地を現状凍結的に保存	- - -	- - -
	生産緑地地区	・市街化区域内農地を都市計画決定し建築行為等を許可制により規制	・宅地並み課税の適用除外、農地として課税	・残営農年数等により3.5~0.5割評価減 ・相続人が営農継続の場合、納税猶予(相続人が死亡の日に免除) <参考:農地に係る相続税納税猶予制度> 相続人が営農を継続している場合納税猶予(20年を経過する日等の場合免除) 三大都市圏の特定市街化区域農地等は納税猶予制度は適用しない 上記に係わらず生産緑地地区内の農地等に限り納税猶予制度を適用。但し、相続税額が免除されるのは相続人死亡の日。
	歴史的風土特別保存地区	・古都における歴史的風土を保存するため、開発行為を許可制により規制し、現状凍結的に保存	・固定資産税を課さない場合、基準財政収入額の特例	・行為制限の内容を踏まえて評価減 ・林地の場合、更に3割評価減 ・延納利子税の利率を、課税相続財産の価額に占める不動産等の価額の割合が、50%以上の場合:3.6%、50%未満の場合:4.2%とする。
認定	市民農園	・地方公共団体が借地を行い、市民利用に供する分区分園を整備 ・特定市民農園:貸付期間20年以上等一定の要件を満たすもの	・無償貸し付けの場合非課税 ・有償の場合課税することが可能	・2割評価減 (特定市民農園の場合、3割評価減) ・生産緑地ではさらに生産緑地としての評価

### 3. みどりの政策に関する基本方針等

#### (1) 緑の政策大綱（平成6年7月建設省決定）

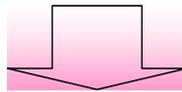
21世紀初頭までに道路、公園等の公的空間において樹木を始めとする緑のストックを3倍に増やすことを基本目標とする。

具体的には、以下のとおり個別施策の目標を設定する。

(5)都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の積極的増加に努める。なお、長期的には、住民1人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。

(6)都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）の面積を11,000haとする。

以上の公的空間における施策の展開を図るとともに民有緑地について、風致地区制度等その他の緑地の保全・創出施策の活用を図り市街地における永続性のある緑地の割合を3割以上確保し、緑豊かな市街地の形成を推進する。（「緑の政策大綱」より公園緑地関係箇所を抜粋）



省庁再編を機に、国土交通省版の「新たな緑の政策大綱」を策定中

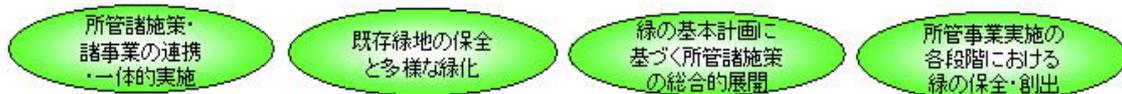
#### 政策の6つの基本方向

- ・水と緑の美しい国土の形成
- ・花と緑いっぱいの心豊かな生活の実現
- ・歴史と文化に根ざした香り高い地域・まちづくり
- ・多様な生物たちとの共生
- ・地球温暖化問題への対応
- ・参加と連携による誇りと愛着のある緑豊かな地域・まちづくり

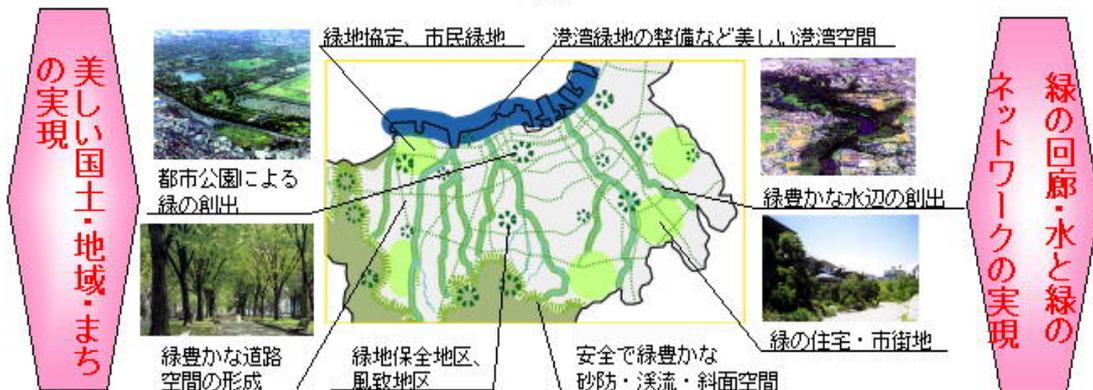
#### 目標像

- 誰もが満足できるうるおいのある生活空間を実現する質と量を備えた緑のストックの形成
- ゆとりと豊かさに満ちた暮らしを実感できる美しい国土・地域・まち

#### 施策の総合的展開



国土交通省が所管する重層的な計画体系による総合的・計画的な緑の保全・創出  
国土交通省が所管する生活や暮らしに密着した緑の施策・事業の積極的展開



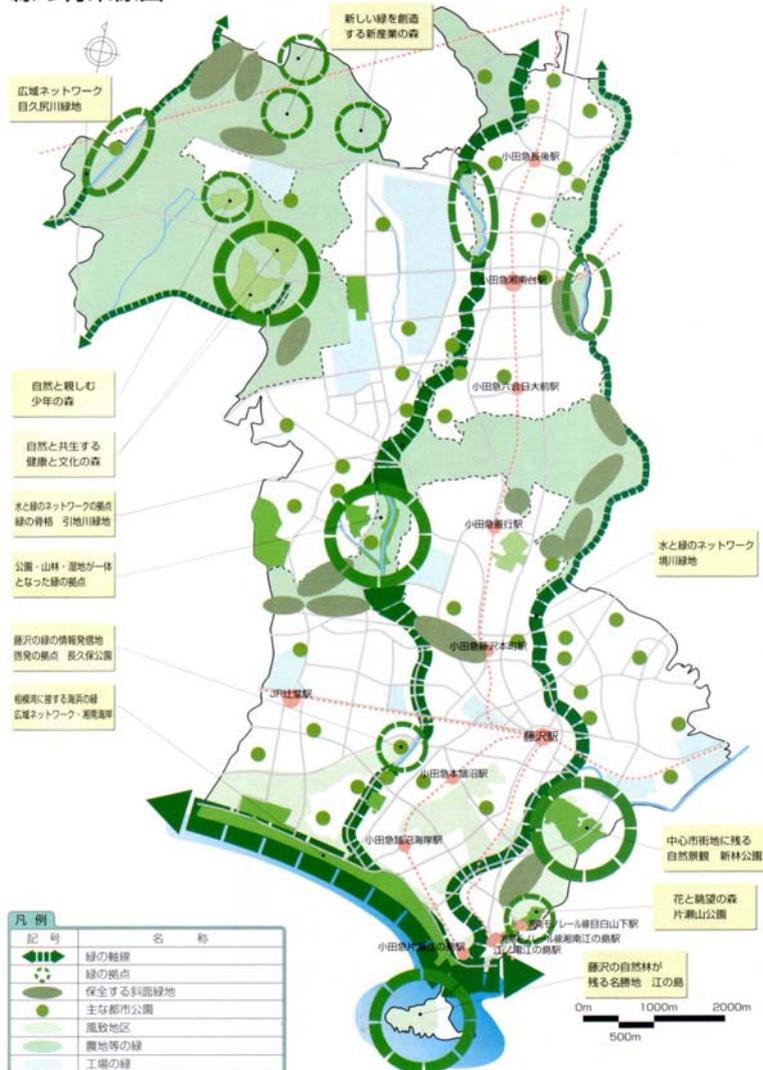
## (2) 緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）は、市町村が定める総合的な都市における緑のマスタープランとなる基本計画である。緑の基本計画は、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全・緑化の推進のための施策に関する事項、特別緑地保全地区内の緑地の保全のための事項等を定めることとされているが、平成16年12月の都市緑地保全法の改正（名称を「都市緑地法」に改めた）により、「都市公園の整備の方針」を新たに加えることとなった。これにより、緑の基本計画は、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけられた。

### 緑の基本計画に定める事項

1. 緑地の保全及び緑化の **目標**
2. 緑地保全及び緑化の推進のための **施策**
3. 次のうち必要なもの
  - イ. **都市公園**の整備方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化推進の方針
  - ロ. **特別緑地保全地区**内の緑地の保全に関する以下の事項
    - ・保全に関連して必要な施設整備
    - ・土地の買入れ及び予定地の管理
    - ・管理協定に基づく緑地の管理
    - ・その他必要な事項
  - ハ. **緑地保全地域及び特別緑地保全地区**以外の区域で、**重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区**、当該地区における緑地保全に関する事項
- 二. **緑化地域**における緑化の推進に関する事項
  - ホ. **緑化地域以外の区域**であって、**重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区**及び当該地区における緑化の推進に関する事項

### 緑の将来像図



藤沢市緑の基本計画（神奈川県藤沢市）

平成 13 年 3 月末現在（前回社整審）と平成 18 年 3 月末現在の「緑の基本計画」の策定状況を比較すると、全市区町村に対する策定済み及び策定中の市町村の合計の割合で約 10 ポイント増加している。しかし、平成 18 年 3 月末現在の策定済み及び策定中の市町村は約 4 割にとどまっており、策定の一層の推進と、これに基づく施策を充実させる必要があるといえる。

- ・ 全国 6 1 2 市区町村で策定。（H 1 7 年度末現在）
- ・ 策定率は人口 5 0 万人以上の都市で 1 0 0 %、1 0 万人以上の都市で 9 1 %

緑の基本計画策定状況（平成 13 年 3 月末現在と平成 18 年 3 月末現在の比較）

	市区町村数		全市区町村に対する割合（％）		人口カバー率（％）	
	H13 末	H17 末	H13 末	H17 末	H13 末	H17 末
策定済み	391	612	19.2	42.3		76.6
策定中	248	72	12.2	5.0		3.9
合計（策定済み又は策定中）	639	684	31.4	47.2		80.5

市区町村・・・都市計画区域を有する市区町村  
人口・・・都市計画区域を有する全市区町村の人口

（平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在）

都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	39	石川県	11	岡山県	3
青森県	7	福井県	8	広島県	14
岩手県	10	山梨県	3	山口県	12
宮城県	4	長野県	16	徳島県	4
秋田県	3	岐阜県	11	香川県	2
山形県	2	静岡県	18	愛媛県	7
福島県	12	愛知県	55	高知県	3
茨城県	10	三重県	9	福岡県	21
栃木県	16	滋賀県	5	佐賀県	4
群馬県	15	京都府	17	長崎県	4
埼玉県	44	大阪府	39	熊本県	1
千葉県	22	兵庫県	27	大分県	2
東京都	47	奈良県	11	宮崎県	3
神奈川県	30	和歌山県	3	鹿児島県	3
新潟県	4	鳥取県	1	沖縄県	11
富山県	14	島根県	5	合計	612

### (3) 都市公園等整備緊急措置法と都市公園等整備七(五)箇年計画

昭和47年に、都市公園等整備緊急措置法制定とそれに基づき都市公園整備五箇年計画がスタートし、平成14年度末までに6次の都市公園整備五箇年計画が遂行され、都市公園の整備を計画的に推進してきた。

なお、七(五)箇年計画の対象となる都市公園等は、都市公園のほか、民間設置の都市計画施設である公園で補助金等に係るものと特定地区公園(カントリーパーク)である。

#### 都市公園等整備七(五)箇年計画の推移

年 度	整備量 (ha)		区 分	計画額 (億円)	実績額 (億円)	達成率 (%)	課 題
	1人当たり面積 (㎡/人)						
第 1 次	47	( 8,698) 16,500	一般公共事業費	3,200	2,298	71.8	1.市街地の生活環境の改善のための基幹公園の整備 2.公害、災害対策としての緩衝緑地の整備 3.環境保全、青少年教育等に資する特殊公園の整備 4.広域公園、レクリエーション都市の整備
			地方単独事業費	4,800	3,430	71.5	
			計	8,000	5,728	71.6	
50	(3.4) 2.8 4.2	調整費	1,000				
		合計	9,000				
第 2 次	51	(10,176) 14,400	一般公共事業費	7,346	7,667	104.4	
			地方単独事業費	8,054	8,303	103.1	
			計	15,400	5,970	103.7	
55	(4.1) 3.4 4.5	調整費	1,100				
		合計	16,500				
第 3 次	56	(12,362) 12,011	一般公共事業費	14,000	10,478	74.8	1.都市防災への対処 2.スポーツ需要への対処 3.住宅、宅地の整備に伴う良好な居住環境への対処 4.都市再開発への対処 5.文化の振興への対処 6.国営公園整備への対処
			地方単独事業費	12,900	10,138	78.6	
			計	26,900	20,616	76.6	
60	(4.9) 4.1 5.0	調整費	1,900				
		合計	28,800				
第 4 次	61	(12,862) 9,220	一般公共事業費	13,000	14,788	113.8	
			地方単独事業費	12,400	13,751	110.9	
			計	25,400	28,539	112.4	
H2	(5.8) 4.9 5.7	調整費	5,700				
		合計	31,100				
第 5 次	3	(13,766) 14,210	一般公共事業費	22,300	22,903	102.7	1.国民の安全の確保 2.活力ある長寿社会および国民の心身の健康の維持増進 3.都市住民の自然とのふれあい、都市のうるおいの創出 4.広域的レクリエーション需要への対応 5.大都市、地方の状況および多様なニーズへの対応
			地方単独事業費	19,500	19,959	102.4	
			計	41,800	42,862	102.5	
7	(7.1) 5.8 7.0	調整費	8,200				
		合計	50,000				
第 6 次	8	(19,469) 32,600	一般公共事業費	27,800	33,549	120.7	
			地方単独事業費	27,500	32,744	119.1	
			計	55,300	66,293	119.9	
14	(8.5) 7.1 9.5	調整費	16,700				
		合計	72,000				

注：1.( )書きは、実績

2.第1次五箇年計画は4箇年間の実績である。

3.第6次五箇年計画は、七箇年計画に変更された。

4.第6次の実績額は平成14年度までのものである。

#### (4) 社会資本整備重点計画の概要

都市公園等整備七(五)箇年計画に引き続き、平成15年度からは、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画法に基づき各分野別の五箇年計画を一本化した、社会資本整備重点計画が策定され、従来の五箇年計画で対象としていた都市公園及び特定地区公園の整備に加えて、「都市における緑地の保全に関する事業」が位置づけられ、公園緑地の計画的整備及び保全を推進しているところである。

#### 社会資本整備重点計画法(平成15年4月1日 施行:抜粋)

##### (定義)

第二条この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四条の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

一～六 略

七 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

#### 社会資本整備重点計画の概要(平成15年10月10日閣議決定)

##### 第1章 社会資本整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

[事業評価、コスト縮減等全事業に係る取り組みを記載]

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のための効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備の状況

[暮らし、安全、環境、活力の4項目について、重点目標及び指標、事業の概要を記載]

第3章 事業分野別の取り組み(公園、道路、河川等各事業分野毎の取り組みを記載)

[都市公園等]

1. 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取り組み

都市公園等の整備、緑地保全地区の指定等民有緑地の保全及び緑化施策を、(1)都市の防災性の向上、(2)地球環境問題等への対応、(3)豊かな地域づくりと少子高齢化社会への対応に重点を置きつつ計画的に実施。

2. 事業の概要(次頁表)

社会資本整備重点計画における記述(第2章・第3章 都市公園・緑地保全事業関係)

第2章 本表			第3章
重点目標	指標	事業の概要	都市公園事業における取り組み 【事業の概要】
1 暮らし (1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等 (2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等	都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19 までに約1割増 12m <sup>2</sup> /人(H14) 13m <sup>2</sup> /人(H19)】	歩いて行ける身近な場所において、高齢者をはじめとする地域住民の健康運動の場及び子どもの遊び場となる公園等を計画的に整備。  都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園等の公園緑地を整備。道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全等を推進するほか、緑地保全制度的な確な運用により緑地の保全を図るとともに、民有地の緑化を支援。河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しむことができる空間を確保。	
2 安全 (2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合【9%(H14) 25%(H19)】	災害発生時に住民が安全に避難できるよう、大地震の発生が切迫している都市等における避難者の生命を保護する広域避難地などの避難地の整備や、避難路の整備を推進。被災者に対する支援活動を支えるため、防災拠点となる公園や耐震強化岸壁を備えた港湾及びこれらの施設を連絡する地震や豪雨、豪雪に強い緊急輸送道路ネットワーク等を整備。	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合を平成19年度において25%とすることを目標に、都市公園における災害応急対策施設の整備を推進。 大地震の発生が切迫している都市等において約800haの避難者の生命を保護する広域避難地を計画期間中に整備。
3 環境 (1) 地球温暖化の防止	地球温暖化対策推進大綱に基づき：地球温暖化対策推進大綱で定められたCO2排出量の削減目標(H22年における自然体ケースとの比較) 【都市緑化等による吸収：約28万t-CO2】	二酸化炭素の排出抑制と同時に、都市公園の整備、緑地の保全や、道路、港湾、空港、河川、山麓斜面等の公共空間における緑化、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出等を積極的に推進するなど二酸化炭素吸収源対策を実施。	
(2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善		市街地等における緑とオープンスペースの確保、都市の水面積の拡大、雨水の貯留・浸透、公園・緑地、河川、道路、下水道等の連携による水と緑のネットワークの形成等ヒートアイランド対策を実施。	
(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出		人工的な構造物によって覆われた水辺のうち回復可能な約1,700kmの中で約300kmを自然な水辺として再生。失われた湿地や干潟のうち回復可能な約7,000haについて約2,100haを再生。都市や港湾において、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地を概ね2,400ha確保。緑の再生等が必要な箇所において緑化を推進。魚類の生息環境改善のための魚道の整備等を推進。	都市における良好な自然的環境の保全・創出に資する公園・緑地をH19までに新たに約2,100ha確保。
4 活力 (4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化		観光交流等の手がかりとした地域の活力向上を目指し、中心市街地の整備による魅力ある都市の整備のほか、歴史的・文化的資源を活用しつつ、豊かな自然環境・景観や活火山地域などの立地特性に応じた観光振興・交流拠点の整備を推進。	全国民に対する国営公園の利用者数の割合を平成19年度に「4人に1人」とすることを目標に置き、適正な整備と管理・運営を推進。 地域の自然や歴史的・文化的資産を保全・活用した観光振興の拠点、国家的なイベントの会場等地域活性化の拠点となる都市公園の整備。

## (5) みどりの整備・保全・管理に関する目標

社会資本整備重点計画においては、一人当たり公園面積といった都市公園事業における指標だけでなく、都市の緑とオープンスペースにおける総合的・事業横断的な指標を定めている。一方、少子高齢化社会の急速な進展・人口減少への転換、循環型社会構築の必要性、地域活力の回復等、公園を取り巻く社会環境が大きく変貌している状況に加え、公共投資については、重点化・効率化が強く求められ、さらには、地方分権化の推進や都市再生に向けた動向も活発化するなど、時代を反映した公園整備の効果をよりわかりやすく示す新しいアウトカム指標の検討が必要である。

### 国において定めている整備水準（一人当たり公園面積に関するもの）

#### 緑の政策大綱

<目標年度：21世紀初頭>都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の増加に努める。なお、長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。

#### 都市公園法施行令

<住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準>一の市町村（特別区を含む）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たり敷地面積の標準は、5㎡以上とする。

#### 第6次都市公園等整備七箇年計画

平成7年度における計画対象人口一人当たりの都市公園等の面積約7.1㎡を、国有地の活用や借地による整備等に努めつつ、平成14年度末までに約9.5㎡<sup>(1)</sup>とするよう、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を図るものとする。

(1)ただし、水面を除くと8.7㎡/人

### 社会資本整備重点計画における公園緑地関係の主な指標・成果

指 標	初期値 (H14年度末)	実績値 (H17年度末)	目標値 (H19年度末)
歩いていける範囲の都市公園の整備 1	63%	約65.5%	66%
都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増】	12㎡/人	約8%増	13㎡/人
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約9%	約13%	約25%
都市における良好な自然的環境の保全・創出に資する公園・緑地の確保。	0ha	約1400ha	約2,100ha
全国民に対する国営公園の利用者数の割合	5人に1人	4.5人に1人	4人に1人

(1)社会資本整備重点計画において用いている指標ではない。

# 都市公園・緑地保全等事業に係る指標の進捗状況

(平成18年3月末現在)

指標	H14	H15	H16	H17 (速報値)	H19 (目標値)	H17末 達成率	社会資本整備重点計画		国土交通省の 政策目標
							第2章(本表) 重点目標	第3章 事業分野別の取組	
都市域における水と緑の 公的空間確保量	12m <sup>2</sup> /人	約2%増	約4%増	約8%増	13m <sup>2</sup> /人 約1割増	80.0%	1 暮らし (2)水・緑豊かで美しい都市 生活空間等の形成等		政策目標5 アメニティ豊かな生活環境 の形成 (2)公共空間における緑化 等を推進する
一定水準の防災機能を備える オープンスペースが一箇所以上 確保された大都市の割合	約9%	約10%	約12%	約13%	約25%	25.0%	2 安全 (2)大規模な地震、火災づく りに強い国土づくり等	2 安全 (2)大規模な地震、火災に 強い国土づくり等	政策目標8 地震・火災に よる被害の軽減 (5)震災時の避難地を確保 する
生物多様性の確保に資する 良好な樹林地等の自然環境を 保全・創出する公園・緑地	0ha	約300ha	約700ha	約1400ha	約2400ha	58.3%		3 環境 (4)良好な自然環境の保 全・再生・創出	政策目標14 良好な自然環 境の保全・再生及び創出 (3)都市部における自然環 境を再生する
全国民に対する国営公園の 利用者数の割合	4.9人に1人	4.6人に1人	4.5人に1人	4.5人に1人	4人に1人	50.0%		4 活力 (4)地域間交流、観光交流 等を通じた地域や経済の活 性化	政策目標22 地域間交流、 観光交流等内外交流の推 進 (5)国営公園の利用を促進 する
歩いていける範囲の 都市公園の整備率	約63%	約64%	約65%	約65.5%	約66%	99.2%			政策目標3 子育てしやす い社会の実現 (3)都市住民が身近に使い える公園を確保する
1人あたり都市公園面積	8.5m <sup>2</sup> /人	8.7m <sup>2</sup> /人	8.8m <sup>2</sup> /人	9.1m <sup>2</sup> /人	9.3m <sup>2</sup> /人	97.8%			政策目標4 住環境・都市 生活の質の向上 (2)ゆとりある住環境に必 要な都市公園を確保する

#### 4. みどりの政策に関する課題

##### 地球環境問題等への対応

- ・地球温暖化対策
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・生物多様性の確保
- ・環境教育・環境学習、循環型社会形成
- ・持続可能な国土・地域・都市の形成・管理 等



##### 安全・安心な都市の構築

- ・災害に脆弱な都市構造の改善（防災）
- ・犯罪のない安心な社会づくり
- ・バリアフリー社会の形成



##### 豊かな地域づくりへの対応

- ・地域の歴史・文化・自然資源の活用
- ・美しく豊かな生活空間の実現
- ・地域社会の活性化、観光振興の推進



##### 参画社会への対応

- ・人口減少社会、少子高齢社会への対応
- ・市民・企業・NPO等の参画・協働

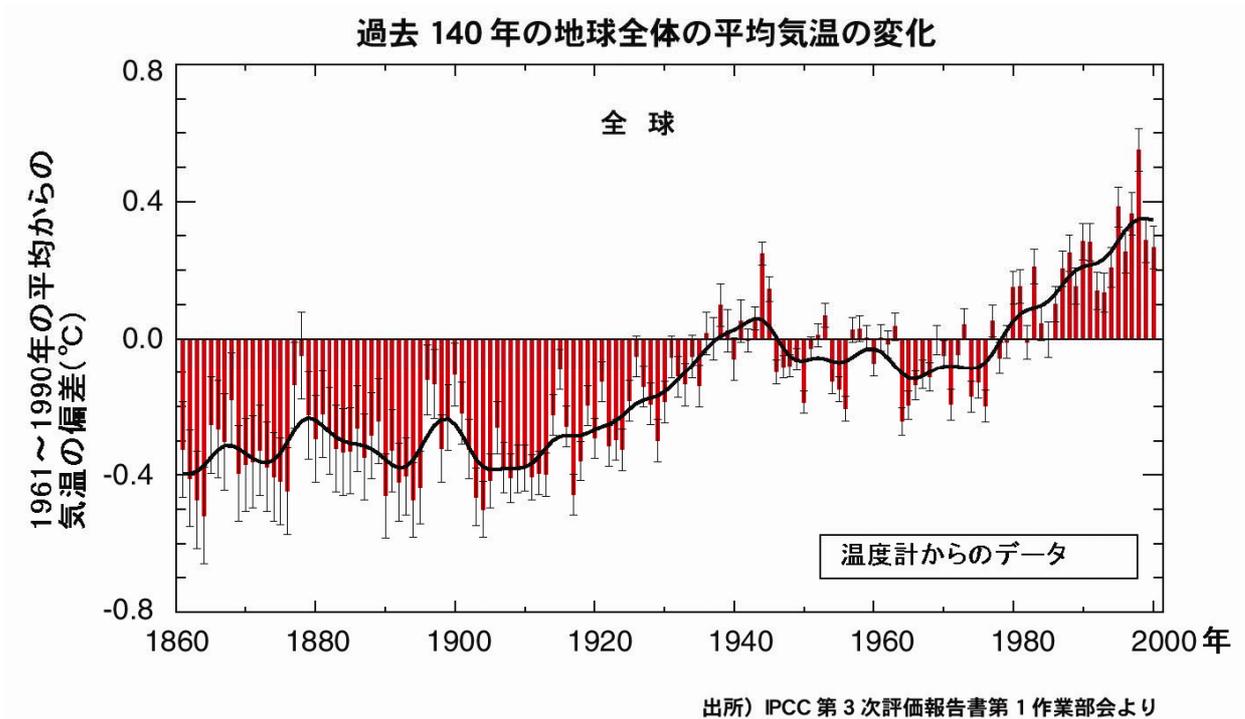


## 地球環境問題等への対応

### (1) 地球温暖化対策

#### 地球温暖化の影響

- ・「気候変動に係る政府間パネル（IPCC）」がまとめた、1995年に第2次評価報告書によると、過去100年間に地上の平均気温は、約0.3~0.6 上昇している。
- ・対策が今のままだとさらに温暖化が進み21世紀末には平均気温は現在より約2（最小約1、最大約3.5）高くなり、その後も上昇し続けると予想されている。



- ・20世紀の約100年間で約0.6 上昇（日本では約1.0 上昇）
- ・このまま対策が講じられないと2100年までに最大5.8（1990年対比）上昇と推定（IPCC 第3次評価報告）

告)

## 京都議定書の CO2 削減目標

我が国は温室効果ガスの 6% の削減が義務づけられている。

排出量取引などの京都メカニズムは 2008 年から本格運用される。

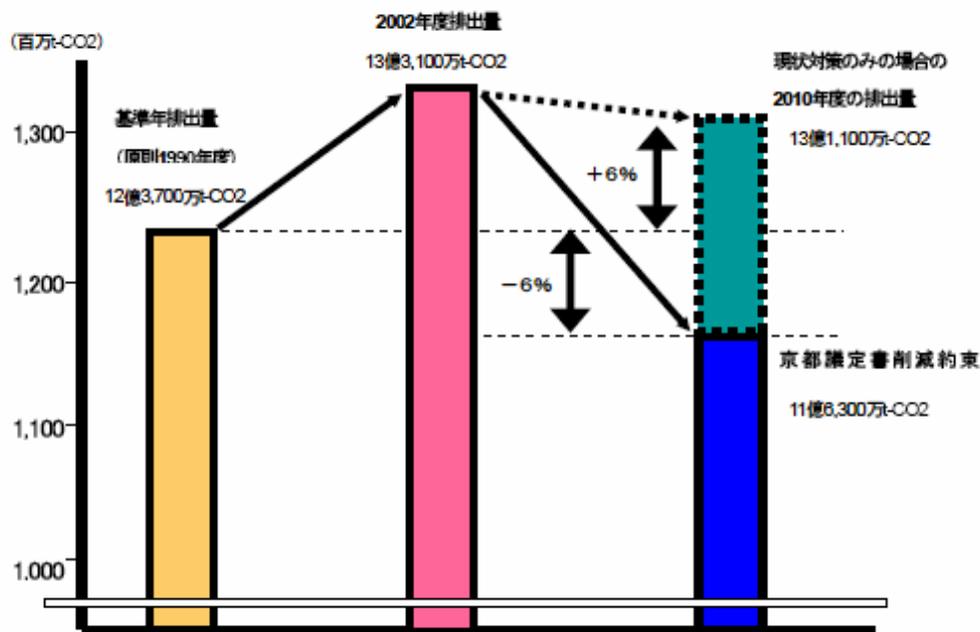
CO<sub>2</sub> の吸収源対策として、都市緑化等は、森林経営とは別枠で吸収量を計上することが可能であり、都市緑化の積極的な推進が求められている。

### 京都議定書

京都議定書は、1992 年に採択された気候変動枠組条約の目的である温室効果ガス濃度の安定化を達成するため先進国等が行う数量化された温室効果ガス削減約束等を定めたもので、1997 年に京都で開催された条約締結国会議 (COP3) で採択され、2005 年に発効した。

- 1) 先進国等が、全体で温室効果ガス (6 種類の気体) の総排出量について、2008 ~ 12 年の 5 年間の平均値を 1990 年の水準から 5% (日本は 6%) 削減すること
- 2) この約束を達成するため、国内での排出削減努力に加えて、国内の森林等の吸収源による除去の増加分や、先進国と途上国が共同で削減事業を行う「クリーン開発メカニズム (CDM)」、先進国同士が共同で削減事業を行う「共同実施 (JI)」、そして「排出量取引」という 3 つの制度 (京都メカニズムと総称) を活用できること等を定めている。

京都議定書により定められた温室効果ガスの削減目標は、1990 年を基準年として 2008 年から 2012 年の 5 年間 (第 1 約束期間) に適用されるものであり、日本は 6%、米国は 7%、EU は 8% 削減となっている。排出量取引などの京都メカニズムの本格的機能は原則 2008 年以降に開始される。



京都議定書の 6% 削減約束と我が国の温室効果ガス排出量

京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

< 緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO<sub>2</sub>化 >

（中略）

また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、湧水や下水再生水等の活用、路面温度を低下させる効果の高い舗装材の活用、農地の保全等、地域全体の地表面被覆の改善を図る。

さらに、冷気の発生源となる緑の拠点の形成・活用や、緑地・水面からの風の通り道の確保等の観点から、都市に残された緑地の保全や都市公園の整備、公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進、環境負荷の小さな都市の構築の推進により、都市形態の改善を図る。

（2）温室効果ガス吸収源対策・施策

< 都市緑化等の推進 >

都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。

また、都市緑化等については、京都議定書第3条第4項の対象である「植生回復」として、森林経営による獲得吸収量の上限值（4,767万t-CO<sub>2</sub>、基準年総排出量比約3.9%）とは別枠で、吸収量を計上することが可能である。

このため、都市緑化等については、「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾等における緑化、既存の民有緑地の保全、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出等を積極的に推進する。

また、この一環として、都市緑化等の意義や効果を国民各界各層に幅広く普及啓発するとともに、市民、企業、NPO等の幅広い主体の参画による都市緑化や民有緑地の保全、緑化地域制度や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。

これらの対策が計画通り実施された場合、第1約束期間において年平均で対基準年総排出比0.02%（28万t-CO<sub>2</sub>）程度の吸収量が確保されると推計される。

これらは、都市緑化等における高木の植樹計画に基づく試算であり、今後、2004年12月に開催された気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）で決定した「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッド・プラクティス・ガイダンス」に則し、算定方法等の精査・検討が必要である。

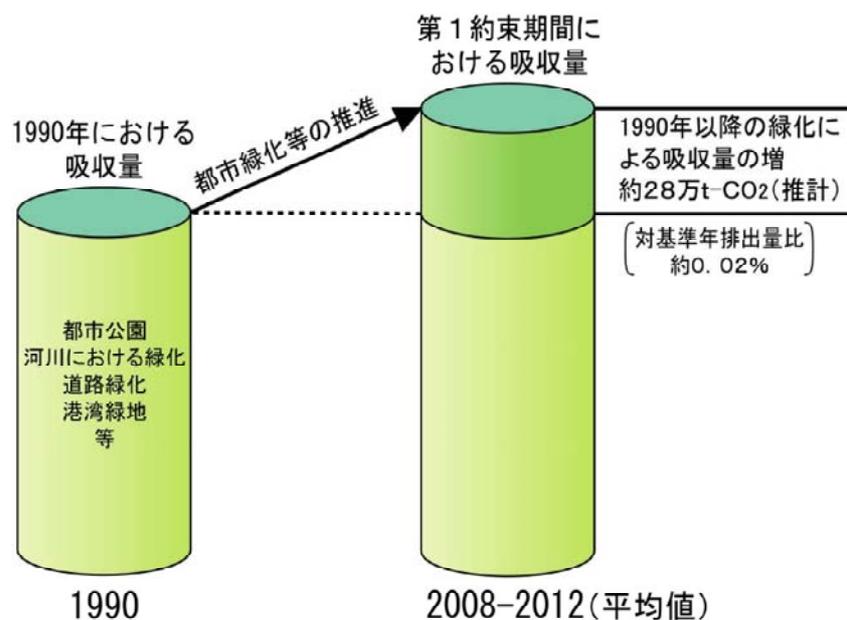
また、都市緑化等における吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進する。

2. 横断的施策 その他の施策は省略。

## 都市緑化等による温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収量の推計

「京都議定書目標達成計画」において、都市緑化等の吸収量については、都市緑化等の対策が計画どおり実施された場合、第一約束期間において年平均で対基準年総排出量比0.02% (28万t-CO<sub>2</sub>吸収量) が確保されると推計している。

### 都市緑化等による二酸化炭素の吸収【推計】



数値は、都市緑化等における高木の植樹計画に基づく試算であり、今後、COP10(2014)で決定した国際的指針(土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッド・プラクティス・ガイダンス)に即した算定方法等の精査・検討を行う。

## (2) ヒートアイランド現象の緩和

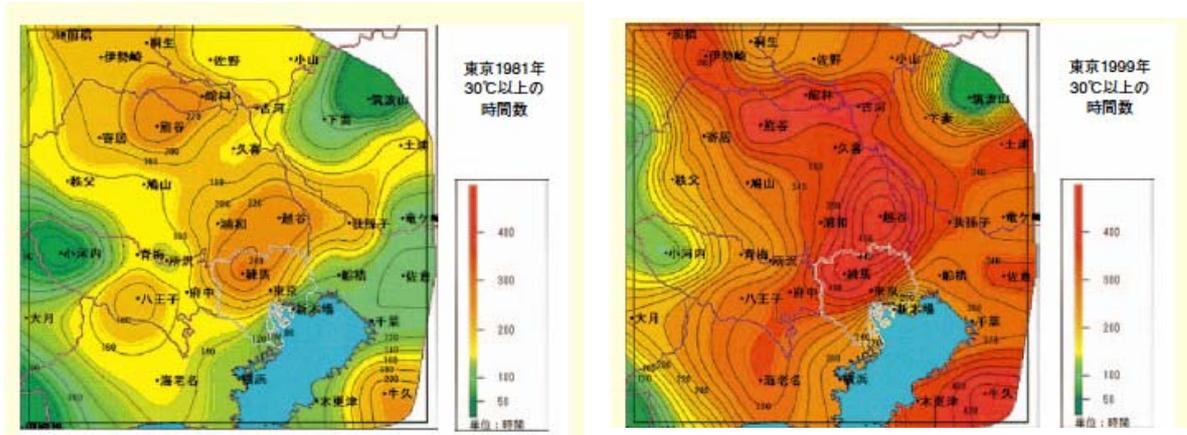
自動車などから排出される人工排熱の増加、緑地・水面の減少と建築物・舗装面の増大による地表面の人工化等によるヒートアイランド現象が進行し、日本の大都市では100年間で平均気温が2～3℃上昇している。

100年における各都市の年平均気温の変化

東京	名古屋	札幌	京都	福岡	仙台	6都市平均	中小都市平均
+3.0	+2.6	+2.3	+2.5	+2.5	+2.3	+2.5	+1.0

出典：「20世紀の日本の気候」(環境省)より引用

東京地域の30℃以上の時間数(左：1981年、右1999年)



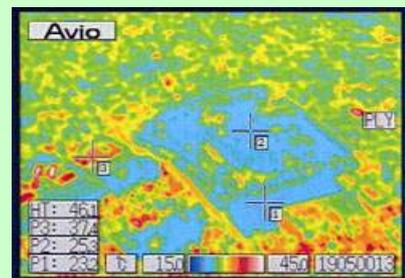
出典：「ヒートアイランド現象の実態解析と対応のあり方について」  
2000年、ヒートアイランド対策手法調査検討委員会

### 緑地・緑化による都市におけるクールアイランドの形成

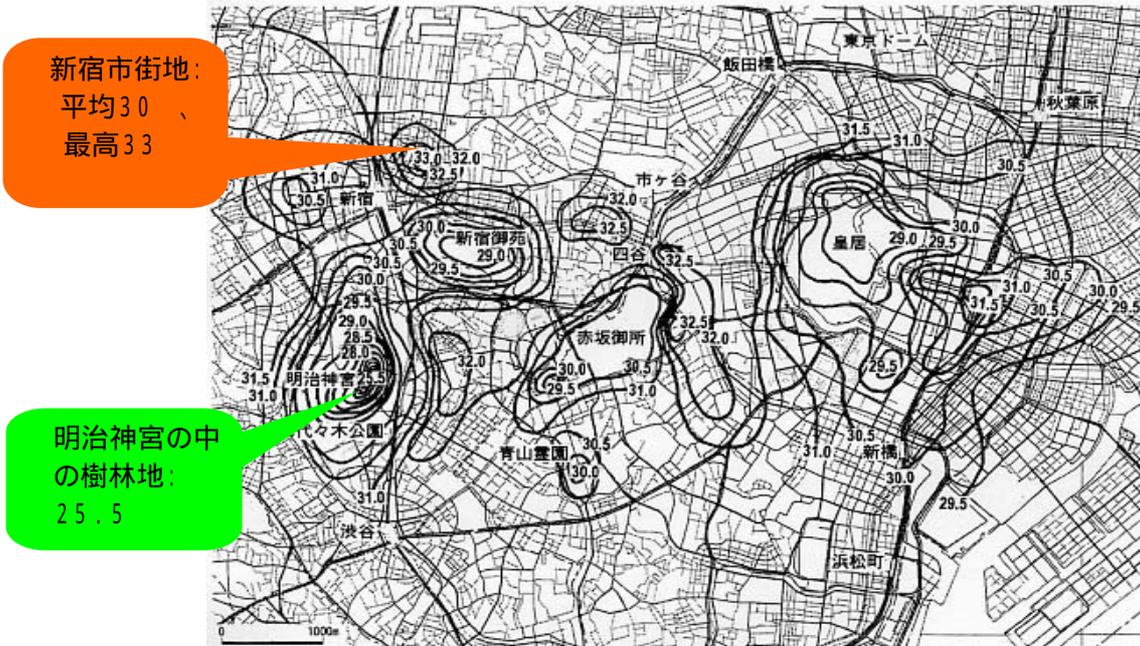
まとまった緑地は、冷気の固まりを形成し、周辺に冷たい空気をにじみ出す「クールアイランド」として機能。



和歌山市内での調査：  
和歌山公園内と周辺では、**1.5～2.0℃**の気温差。  
また、緑地周辺**50～80m**の範囲で気温が低下

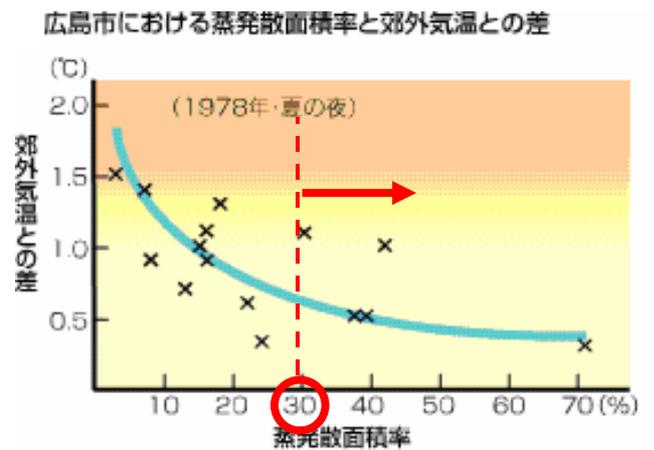
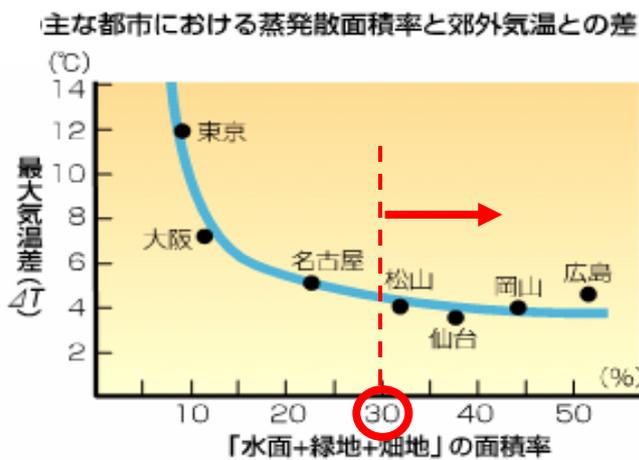


- 真夏の日中、まとまった樹林地は、市街地に比べて平均気温が5 程度低い。  
(明治神宮、新宿御苑など)
- 緑被率が10%向上すると、都市の気温が約0.3 低減。  
(国土交通省によるシミュレーション結果)



東京都心部の気温分布 [ ] (1994年9月20日14時)

都市における水と緑の気温低減効果



出典：福岡義隆(1983):都市大気の温暖化における水と緑の役割、水利科学 NO.244

### (3) 生物多様性の確保

新・生物多様性国家戦略（平成14年3月、地球環境の保全に関する関係閣僚会議決定）では、我が国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下の3項目に大別している。

#### 第1の危機

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失

#### 第2の危機

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化

#### 第3の危機

近年問題が顕在化するようになった外来生物等による生態系の攪乱

#### 生物多様性確保の取組み事例

「くぬぎ山地区」の自然再生（埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町 事業主体：埼玉県、狭山市ほか）



くぬぎ山地区は、埼玉県における約152haの平地林で、まとまった緑地が残された都市部の貴重な生物生息・生育空間となっている。

農用林として定期的な伐採更新により維持されてきたが、近年、産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が生じ、雑木林の消失・荒廃が進んでいることから、平成16年11月に自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」が設立され、平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」が策定されている。

「びわこ地球市民の森」づくり（滋賀県守山市 事業主体：滋賀県）



「びわこ地球市民の森」づくりは、琵琶湖南地域の北部に位置する野洲川新放水路完成により廃川敷地となった土地の一部を、都市公園事業により豊かな森として再生することとしている。

県民等のボランティアによる苗木植樹や「森づくりサポーター」による管理活動等、市民参加による公園の整備・管理が進められている。

## 安全・安心な都市の構築

### (1) 災害に脆弱な都市構造の改善

都市公園は、地震災害時に延焼防止、避難地、防災活動拠点等として機能。

#### 阪神・淡路大震災における都市公園の防災機能の発現



公園が延焼防止帯として機能  
(大国公園、兵庫県神戸市)



ボランティアの炊き出しの風景  
(中野南公園、神戸市東灘区)



球技用グラウンドに張られたテント(右)  
(下中島公園、神戸市須磨区)

#### 新潟県中越地震における都市公園の防災機能の発現

自衛隊の駐留拠点・救援物資の配送拠点等として機能 (鳥屋野潟公園、新潟市)

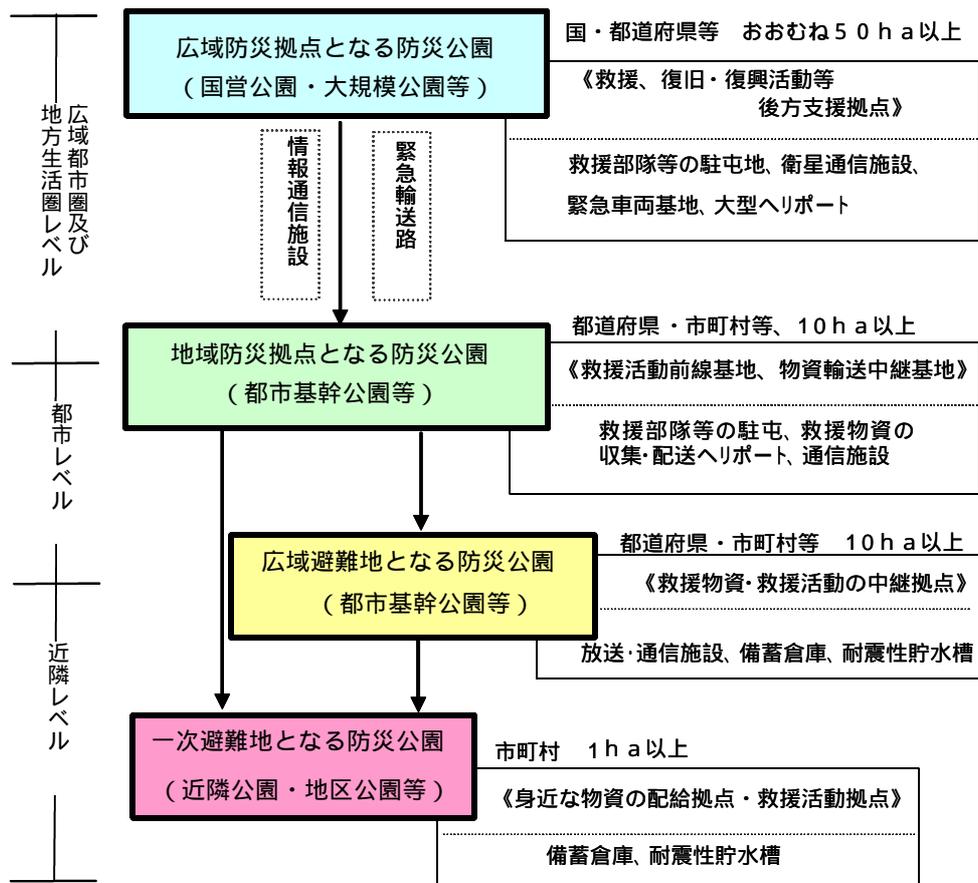


周辺地域から集まった消防部隊の活動拠点として機能 (白山運動公園、小千谷市)



都市の防災機能の向上を図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等について、緊急的に整備を推進している。

### 救援活動からみた防災公園のネットワーク



# 防災公園の補助対象要件(地域防災計画等の位置付けられるもの)

機能区分	公園種別	面積要件等	対象都市	対象地域等( 4 )	補助対象となる災害応急対策施設
広域防災拠点	広域公園 等	面積おおむね50ha以上	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄倉庫</li> <li>・ 耐震性貯水槽</li> <li>・ 放送施設</li> <li>・ 情報通信施設</li> <li>・ ヘリポート</li> <li>・ 係留施設</li> <li>・ 発電施設</li> <li>・ 延焼防止のための散水施設</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     (一次避難地で防災活動拠点の機能を有しない場合は、備蓄倉庫・耐震性貯水槽に限る。)                 </div>
地域防災拠点	都市基幹公園 等	面積おおむね10ha以上	下記 1参照	-	
広域避難地	都市基幹公園 広域公園 等	面積10ha以上( 1 )	下記 1参照	40人/ha以上(広域避難地の面積が避難人口当たり2㎡/人未満)	
一次避難地	近隣公園 地区公園 等	面積2ha以上( 2 )	-	DID区域地及び津波被害が想定される地区	
避難路	緑 道	幅員10m以上( 3 )	-	-	

広域避難地及び地域防災拠点となる防災公園の対象都市

三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市

地震予知連絡会による観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市

県庁所在都市、政令指定都市又は人口10万人以上の都市

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に含まれる都市

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市

( 1) 周辺の空地と一体になって10ha以上となるもの(公園面積4ha以上)、周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園(公園面積おおむね8ha以上)を含む

( 2) 一次避難地の補助対象となる規模要件

面積が2ha以上の都市公園。(都市公園面積が2ha以下でも周辺の市街地とあわせて2haとなる都市公園を含む。)ただし、三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域)に位置する都市、政令指定都市、県庁所在市、中核市におけるDID地域を含む地区の都市公園及び地域防災計画で津波避難場所として指定されている都市公園に関しては、面積が1ha以上。(都市公園面積が1ha以下でも周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。)

( 3) 周辺の不燃化の状況等を勘案して10m以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保される都市公園を含む。

( 4) 都市公園以外の避難地を含めても歩行距離が2km以内(一次避難地は500m以内)の避難圏域人口一人当たり2㎡が確保されていないこと。

## (2) バリアフリー社会の形成推進

### バリアフリー新法への対応

平成18年6月21日「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が公布され6ヶ月以内に同法施行令及び施行規則等を定め施行されることとなり、平成18年内の施行を予定している。

都市公園においては、政令において、バリアフリー化(移動等円滑化)が必要な公園施設である、「特定公園施設」を定めることとされている。

これらの特定公園施設の新設・増設・改築を行うときには、省令で定める一定の基準である「都市公園移動等円滑化基準」に適合させ、維持する義務が生じる。また、既存の特定公園施設については当該基準に適合させる努力義務が生じる。

### 都市公園におけるバリアフリー新法への取り組み

#### 1) バリアフリー化基準の設定

都市公園管理者は、公園施設について、新設又は改良時のバリアフリー化基準への適合義務、既存のこれらのものについての基準適合の努力義務について定める。

##### 特定公園施設の設定

都市公園法(第2条第2項)及び同施行令(第5条)・同施行規則で定める公園施設について、バリアフリー新法における「特定公園施設」を定める。

##### 都市公園移動等円滑化基準の設定

特定公園施設について、バリアフリー化基準を定める。

##### ガイドラインの策定

政省令で定める基準等についての解説を行う。法に基づく技術的な助言として位置付けられ、地方公共団体に通知する。法令で定める事項の解説に加え、その他の事項についても留意事項として記載する。

#### 2) 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

##### 基本構想の作成

市町村は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用すると認められる施設を含む地区(重点整備地区)について、バリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとする。

##### 基本構想の作成に際しての利用者、住民等の参加の促進等に係る措置

市町村が基本構想を策定する際には、利用者、住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、関係する施設管理者及び高齢者、障害者その他の市町村が必要を認める者で構成する協議会における協議を経ることとし、併せて、利用者、住民等による基本構想の作成提案制度を設ける。

##### バリアフリー化のための特定事業の実施

関係する施設管理者等は、当該基本構想に即してバリアフリー化のための特定事業の実施計画を作成し、これに基づき、特定事業を実施するものとする。また、旅客施設及び車両等並びに建築物に係る特定事業で主務大臣の認定を受けたものに対する地方公共団体の助成に係る地方債の特例を設ける。

#### <その他>

##### 既存法律の廃止

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)を廃止する等所要の措置を講ずる。

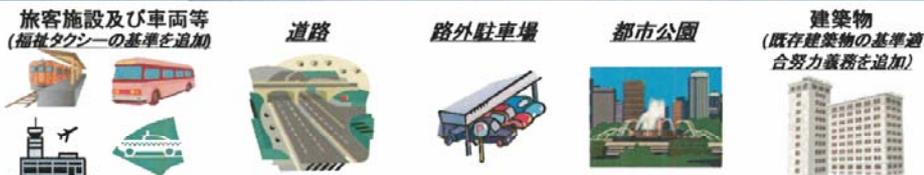
## ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

### ○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

### ○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

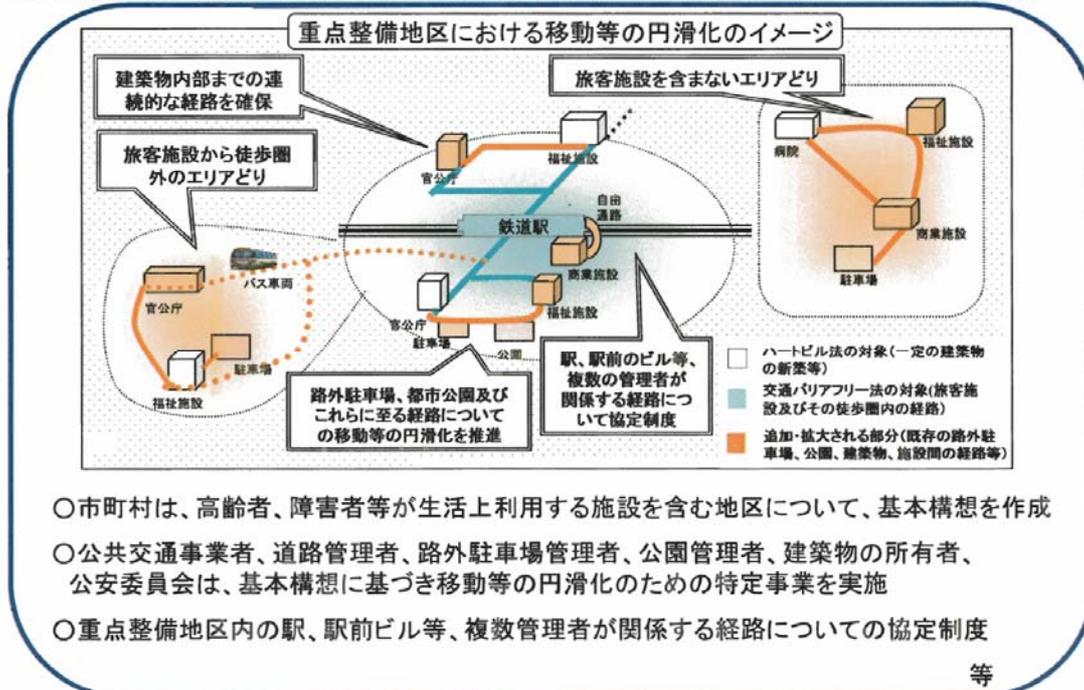


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

### ○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



等

### ○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

# 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準案の概要

平成18年8月  
国土交通省

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項において、公園管理者等が特定公園の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下「新設特定公園施設」という。）を、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない旨が規定されているところ、当該規定等に基づき、以下のとおり都市公園移動等円滑化基準を定めることを検討しています。

## 1. 概要

- (1) 都市公園における以下の新設特定公園施設等について、移動等円滑化基準を定めることとします。

### 1. 移動等円滑化園路関係（調整中）

移動等円滑化園路の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 出入口の基準（段差等）
- ・ 通路の基準（通路幅等）
- ・ 傾斜路の基準（幅、勾配等）
- ・ 階段の基準（手すり等）
- ・ エレベーターの基準
- ・ エスカレーターの基準
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック又は音声誘導設備の敷設基準 等

### 2. 広場関係（調整中）

広場（屋根付のものに限る。）の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 出入口の基準（段差等）
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

### 3. 休憩所関係（調整中）

休憩所の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 出入口の基準（段差等）
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

### 4. 駐車場関係（調整中）

新設特定公園施設における駐車場の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 身体障害者用駐車施設の基準（数、構造等） 等
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 5. 便所関係 (調整中)

便所の基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 出入口の基準 (段差等) 等
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 6. リハビリテーション用運動施設関係 (調整中)

リハビリテーション用運動施設の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 出入口の基準 (段差等)
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 7. 水飲場関係 (調整中)

水飲場の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 8. 手洗場関係 (調整中)

手洗場の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 9. 管理事務所関係 (調整中)

管理事務所の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 出入口の基準 (段差等)
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 10. 掲示板の要件関係 (調整中)

掲示板の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

## 11. 標識の要件関係 (調整中)

標識の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 特定公園施設の配置を表示した標識の設置
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

### (2) その他所要の改正

政令に規定する移動等円滑化園路設置の特例について規定することとします。 等

## 2. 今後のスケジュール

公 布：平成18年12月上旬

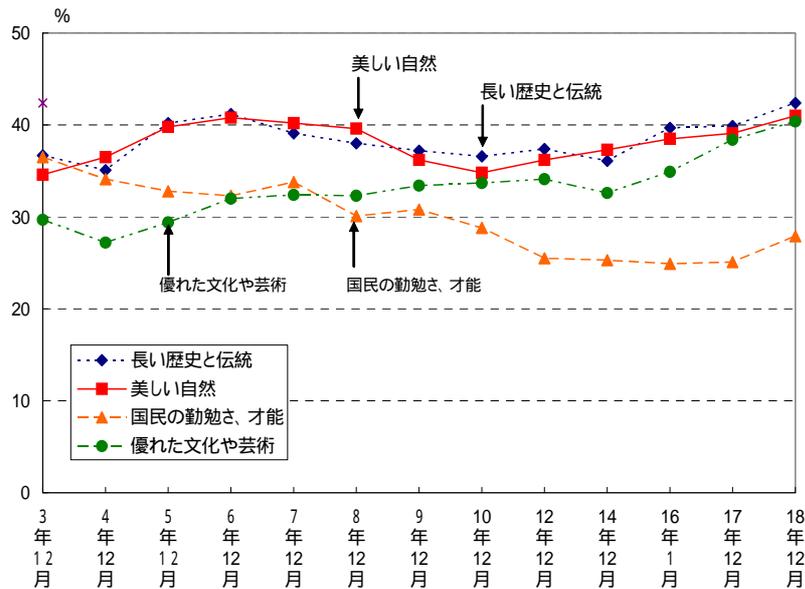
施 行：法施行の日 (平成18年12月20日)

## 豊かな地域づくりへの対応

### (1) 地域の歴史的・文化的・自然的資源の活用

- ・日本の国や国民について、誇りに思うものとして「長い歴史と伝統」、「美しい自然」、「すぐれた文化や芸術」を挙げる人の割合が近年増加しており、いずれも4割を超えている。
- ・地域に根ざした独自の個性的な文化を生かして、文化が息づくまちづくりを進めていこうとした場合、国や地方公共団体への要望として、「歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりを行う」を挙げた人の割合が30.9%と2位となっている。

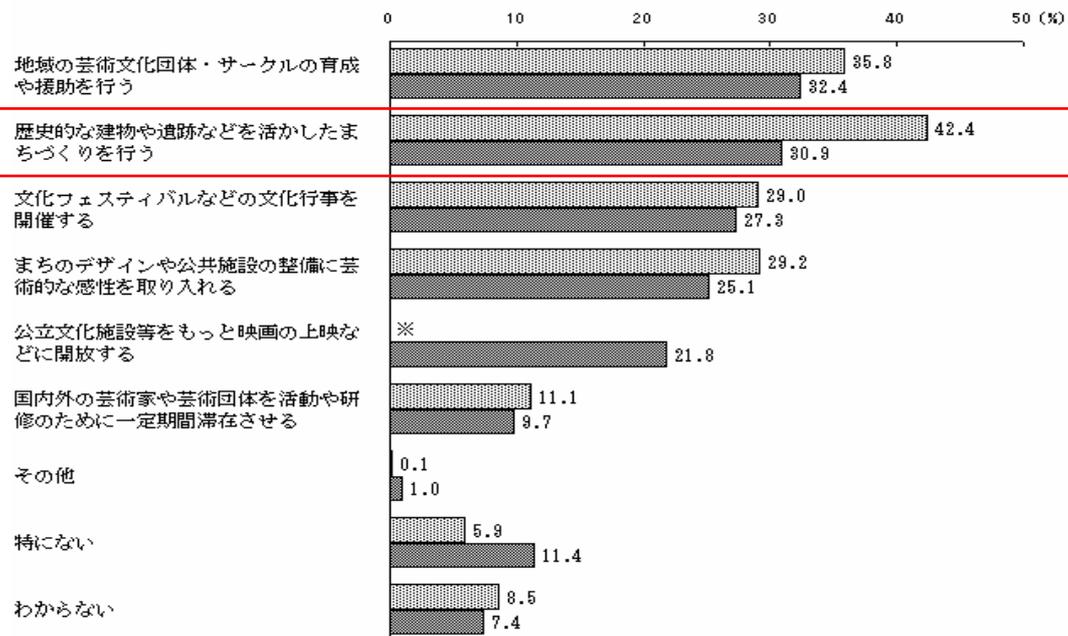
#### 日本の誇りに思うこと(上位4位)



(内閣府 社会意識に関する世論調査 平成18年2月)

### 文化を活かした美しいまちづくりに関する国民調査

(複数回答)



平成8年11月調査 (N=3,417人, M.T.=162.1%) (うち20歳以上)  
 今回調査 (N=2,094人, M.T.=167.0%)

(内閣府 文化に関する世論調査 平成15年11月)

3. 地域の輝く個性を発揮する「一地域一観光」の推進

(1) 「一地域一観光」に磨きをかける良好な景観の維持、向上、創造  
身の回りの良好な景観形成

屋外広告物制度の充実と緑豊かな都市づくり

良質で地域の景観に調和した広告景観の形成を図るための屋外広告物制度の見直し、緑豊かな都市づくりを行うための緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備に関する制度の見直しなどにより、良好な都市環境の形成を図る。

(2) 魅力あるまちづくり・むらづくりの取り組み支援

魅力あるまち・むらを演出する良好な空間の形成支援【まち】

地域の歴史・文化・自然を活かした観光振興に資する都市公園等の形成

城址、旧跡、樹林地、湖沼等地域の歴史的・文化的・自然的資源の保全・活用により地域の観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進し、地域の活性化、魅力ある地域の形成を図る。



国営沖縄記念公園（首里城公園）（沖縄県那覇市）



金沢城公園（石川県金沢市）

## 参画社会等への対応

### (1) 市民・企業・NPO等の参画・協働

#### 市民参画の活発化

##### 1) アンケートに見る市民参画への意識

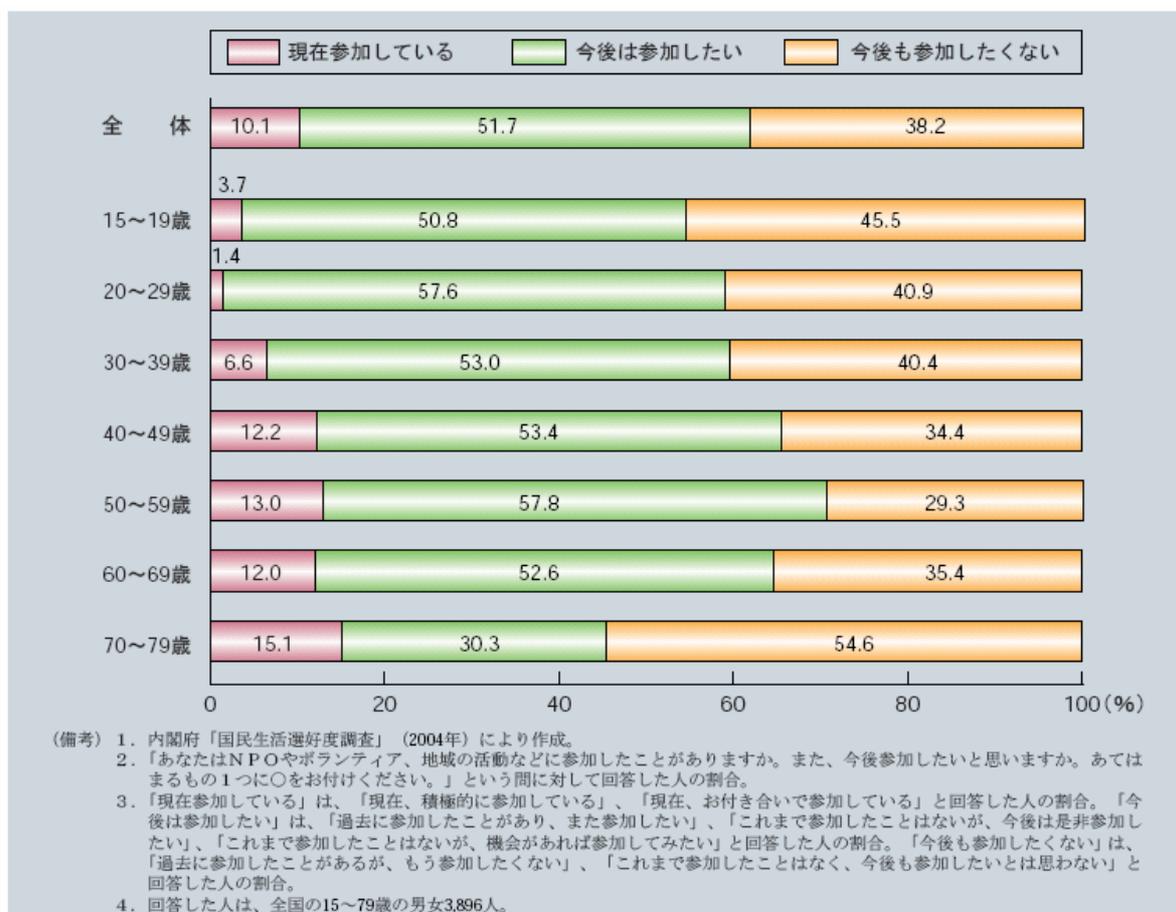
NPOやボランティア、地域の活動などに参加している人の割合は約1割にすぎないが、現在参加していないが「今後は参加したい」と回答した人を含めると、61.8%と参加に前向きな回答が多くなる。

地域の人々が取り組む必要があると感じている分野は、「防犯・防災」、「介護・福祉」、「少年の健全な育成」、「身のまわりの環境保全」でいずれも70%を超えている。

全国のNPO法人の数は、2004年3月現在16,160団体と急速に増加している(ボランティア団体の数は2002年4月現在101,972団体)。

また、NPOの認知度を2000年と2004年で比較すると、「十分に知っている」、「新聞などである程度知っている」と回答した人の割合は合わせて21.1%から50.3%に増加している。

#### NPOやボランティア、地域の活動などへの参加



出典：平成16年度 国民生活白書

## 2) 公園の整備・管理への市民参画

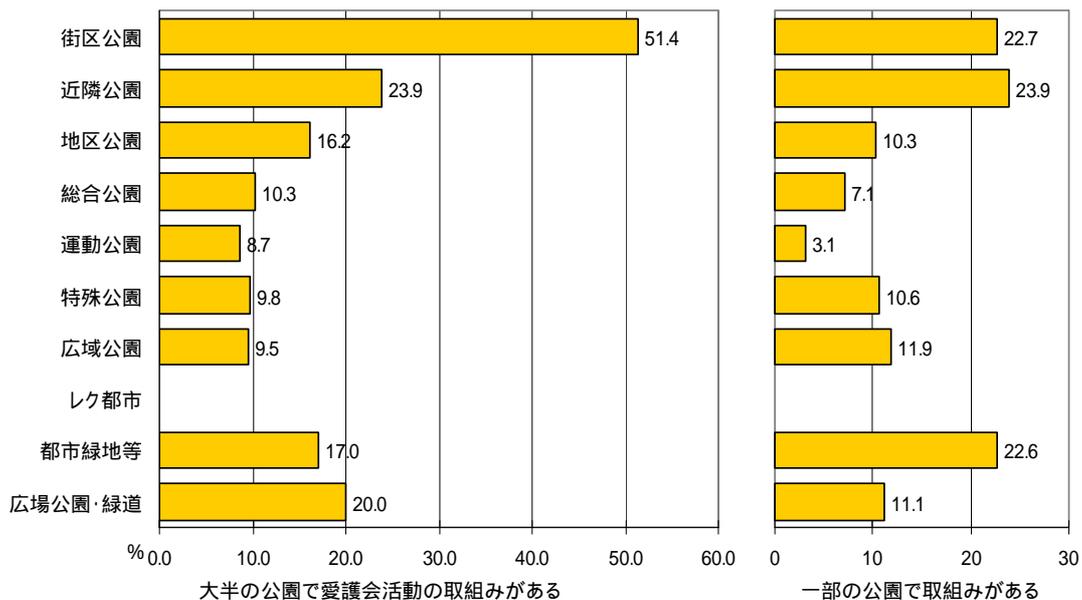
- ・1962年（昭和37年）に出された建設省都市局長通達「都市公園の管理の強化について」の中で、「公園愛護団体」の結成等の方法を講じて都市公園の管理強化の必要性が示されたことによって「公園愛護会」が増加しはじめ、1972年（昭和47年）の都市公園等整備五箇年計画の開始後、全国に普及した。しかし、1990年代に入った頃から、母体となる町内会・自治会などの地域コミュニティ組織自体の弱体化と相まって、公園愛護会の活力低下、会そのものの解散という問題が顕在化している。
- ・一方、まちづくり等への地域活動への市民参加やボランティア団体の急増と呼応して、公園管理においても、従来の行政指導の市民参加から、自主的・主体的な活動へと発展し、地方公共団体が積極的に取り組む例はまだ少ないが、アドプト制度による管理運営システムや、ある特定のテーマのもとに参加者が自発的に参加・活動する多様な公園ボランティアが普及しつつあり、これら活動を支える支援方策や自主運営組織化に向けた手法等を検討していく必要がある。

（出典：公園管理ガイドブック、（財）公園緑地管理財団）

### 公園管理への市民参加・協働の形態

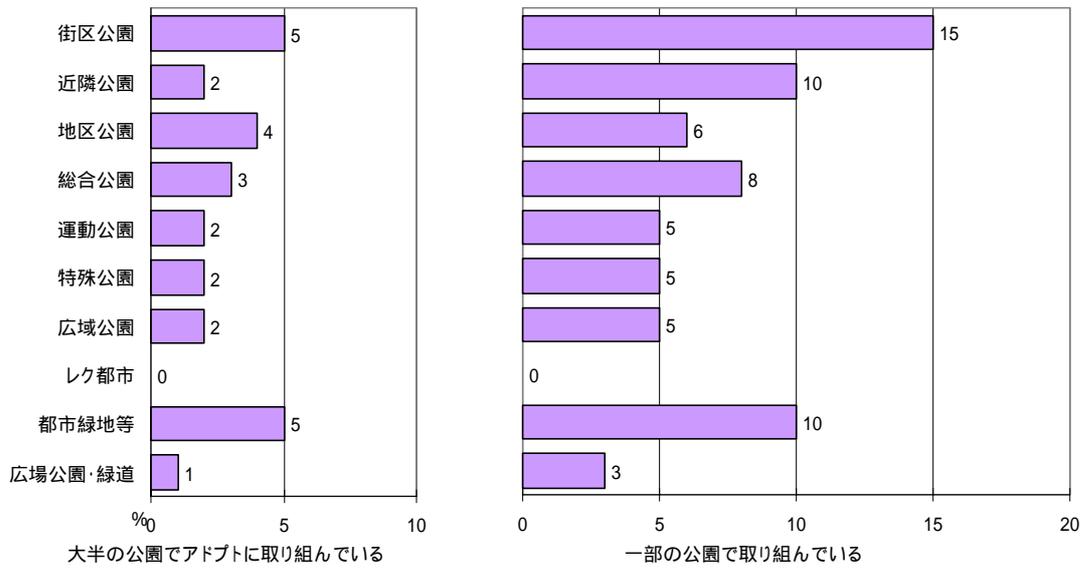
- ・公園愛護会：自治会、町内会、老人クラブ等の地域コミュニティ団体が主体となり、街区公園等身近な公園の清掃活動等を行っている事例が多い。
- ・アドプト制度：地域コミュニティ団体に限らず、学校や企業、個人等の幅広い参加により、公園とアドプト（Adopt：養子縁組する）し、里親として契約して公園の清掃、花壇の管理等を行っている。
- ・ボランティア：地域コミュニティに限定されず、広域から活動に興味のある団体、個人等の参加により、公園整備におけるワークショップの取り組みや、里山管理、動植物の保全等について、自主的な活動が行われている。

### 公園愛護会活動への取り組み状況



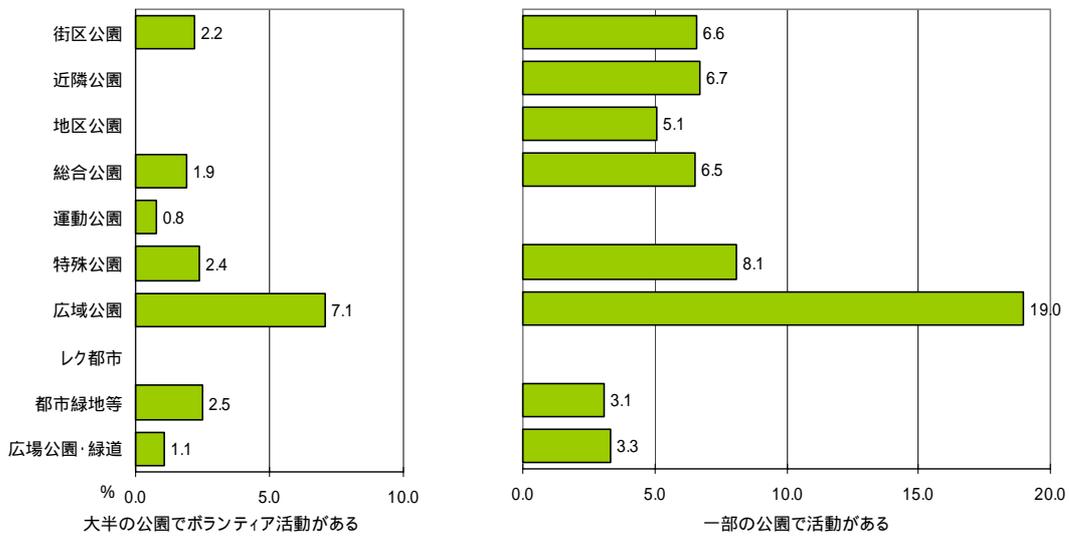
出典：平成14年度公園管理実態調査、（財）公園緑地管理財団

### 公園アドプトの実施状況



出典：平成 14 年度公園管理実態調査、(財)公園緑地管理財団

### 公園ボランティア活動の実施状況



出典：平成 14 年度公園管理実態調査、(財)公園緑地管理財団

### 3) 民間企業等による緑の創出

#### アークヒルズ(東京都港区 区域面積 5.5ha)

1986年に竣工したアークヒルズは、再開発事業により「都心の限りある土地を有効利用するため、敷地を大きくまとめて建物を高層化することでオープンスペースを生み出し、より多くの緑、憩いの空間を創出する」といった都市における人と自然の共生を目指したプロジェクトである。6つの屋上庭園からなる「アークガーデン」や東京都と共同設置した「パレットガーデン(花壇)」など、新たな緑化技術の開発・応用にも積極的に取り組んでいるとともに、地域住民とともに庭づくり(運営・管理)を行う「アークガーデニングクラブ」の組成や、子ども達に自然とふれあう機会を提供するプログラムを実践している。



出典：森ビルHP [http://www.mori.co.jp/index\\_f.html](http://www.mori.co.jp/index_f.html)

#### 晴海アイランドトリトンスクエア(東京都江東区)

2001年4月にオープンしたこの施設は、職・遊・住の三つの複合施設の都市機能がバランスよく調和した新しい都市空間である。新しい園芸種の樹木(約70種)、地被類(約400種)を用いて、1Fレベルの各緑地とテラス及び人工地盤上の花のテラス、緑のテラス他を構成している。

1F水のテラスから2F花のテラスをつなぐ2ヶ所の大階段の間のスロープガーデン(約100平方メートル)、2F花のテラス(約1,200平方メートル)、緑のテラス(1,700平方メートル)



出典：住友林業緑化HP <http://www.sfc.co.jp/>

六本木ヒルズ（東京都港区 区画面積約 11.0ha）

民間による市街地再開発事業としては国内最大級のプロジェクトであり、2003年に竣工した。「垂直庭園都市」というフレーズのもと、アークヒルズ同様、超高層施設群によって施設を集約化し、空いたスペースに庭園やイベント広場、公園、散策路などオープンスペースを配置して緑豊かな街の実現を図っている。地区内のオープンスペースは、全敷地の50%、緑被率（緑の水平投影面積）は20%と、都内では極めて高い水準である。



一般に会員を募集した「六本木ヒルズ ガーデニングクラブ」による沿道の緑化活動、屋上庭園での田植え、（屋上庭園面積約 1300 m<sup>2</sup>のうち水田が約 120~130 m<sup>2</sup>、畑が約 60~70 m<sup>2</sup>）、日本庭園「毛利庭園」（4,300 m<sup>2</sup>）、等

出典：森ビルHP [http://www.mori.co.jp/index\\_f.html](http://www.mori.co.jp/index_f.html)  
六本木ヒルズHP <http://roppongi-hills.com/jp/>

### O C A T屋上ガーデン

(大阪市浪速区 約3,300m<sup>2</sup>(四季の庭など緑地2,850m<sup>2</sup>、多目的広場480m<sup>2</sup>)

単に美しさだけを求める庭園から一步抜け出し、ラベンダーやローズマリーなどのハーブ系の多年草や樹木を中心に、自生種、外来種を含めて植物の特性を生かしながら、できるだけ自然の営みに任せる“自生する庭”を目指している。

緑のグラデーションと草花の色彩が織りなす安らぎの空間は、都会のオアシスとして市民に親しまれている。

#### 樹木・草花の数

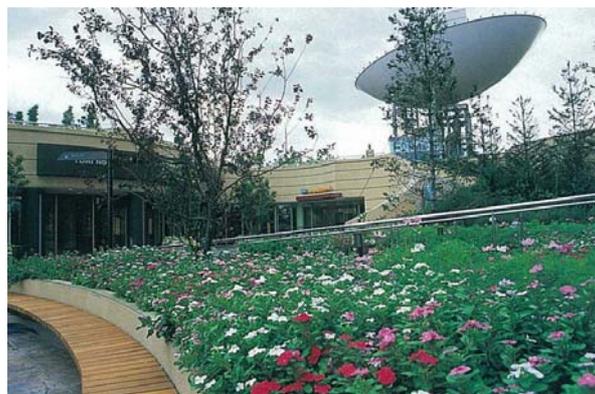
- ・約200種 10,000株
- ・オリーブ、レモンなど樹木類約40種
- ・ラベンダー、ローズマリーなど草花類約80種



出典：大阪シティエアターミナルビルHP <http://www.ocat.jp/index.html>

なんばパークス(大阪市浪速区、第1期開園面積約0.8ha)

平成15年10月に開設された「なんばパークス」は、「未来都市なにわ新都」をコンセプトに、個性あるまちづくりを目指した再開発計画のリーディングプロジェクトであり、従来のハコ型の大規模商業開発でなく、人を重視した参加型のまちづくりへの志向があり、屋上階に整備された公園は一般に無料開放されるほか、最上階には市民も借りられる菜園も設けられている。



出典：なんばパークスパフレット等

## (2) 本格化する少子高齢化社会

### 人口減少への転換と大都市圏と地方の格差拡大

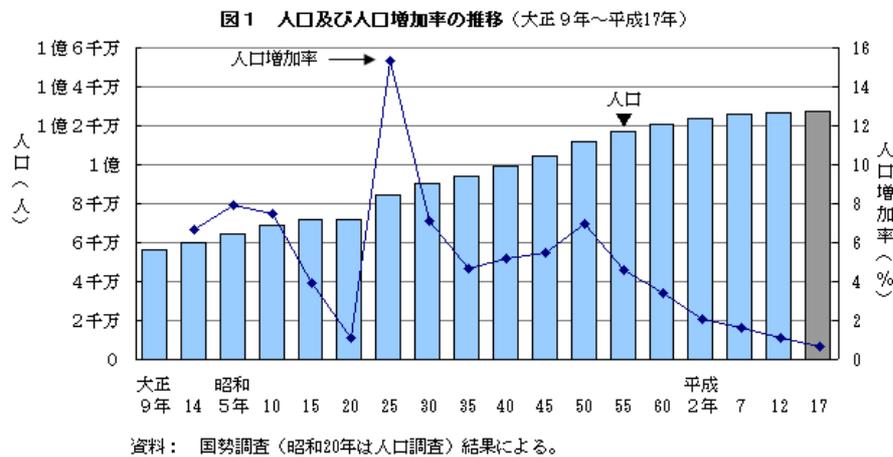
#### 人口減少への転換

平成17年国勢調査によると総人口は1億2776万人となり、増加数、増加率(年率0.1%)とも戦後最低となった。

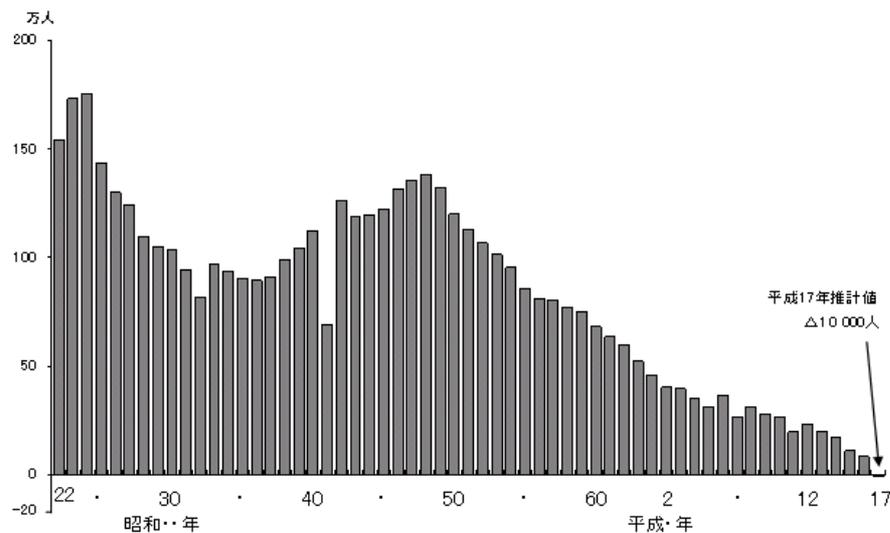
厚生労働省の平成17年人口動態統計の年間推計では、平成17年推計値で戦後初めて人口が減少したものと推計された。

将来人口推計では政府の低位推移をも下回って、総人口が1億人を切るのは2030年代の早いうちに來ると考えられる。

#### 人口及び人口増加率



#### 人口増加率の年次推移(平成17年人口動態統計の年間推計 厚生労働省)



我が国における人口の推移と将来展望

図1 総人口の推移：中位・高位・低位

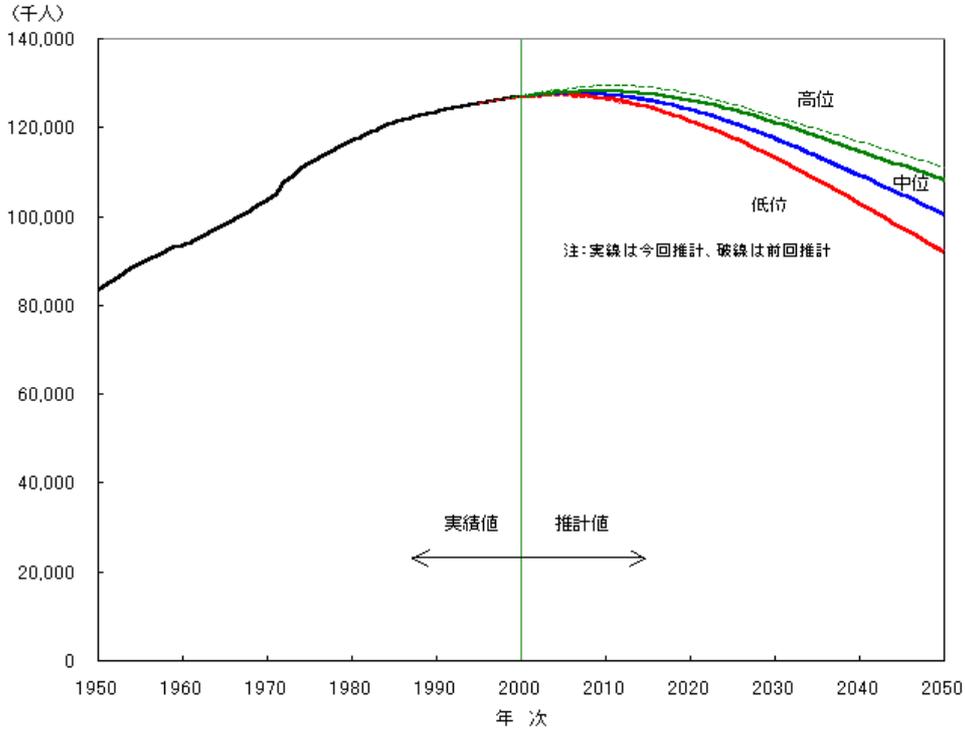
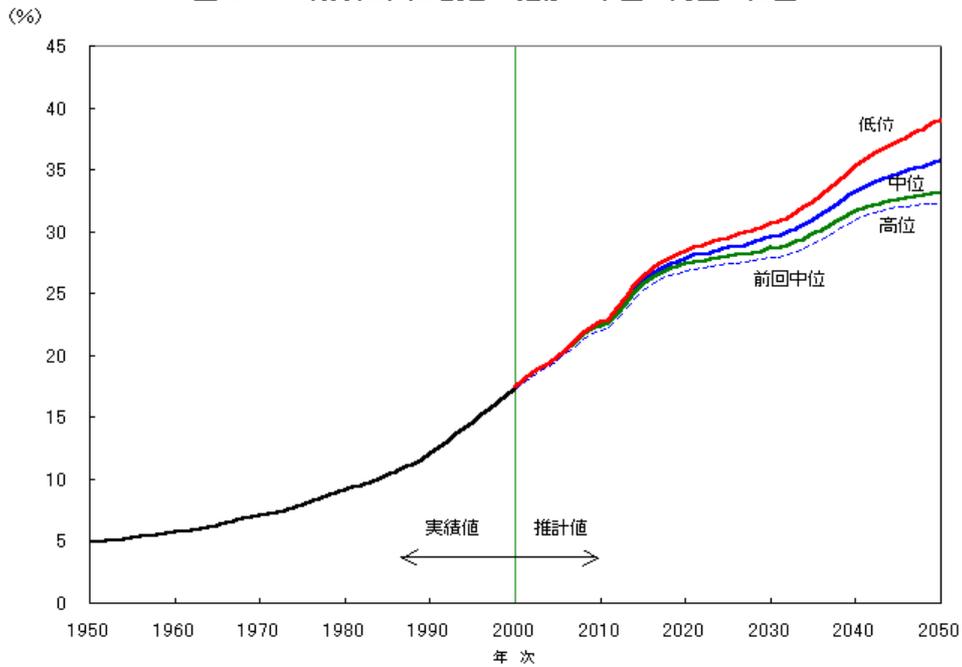


図2 65歳以上人口割合の推移：中位・高位・低位

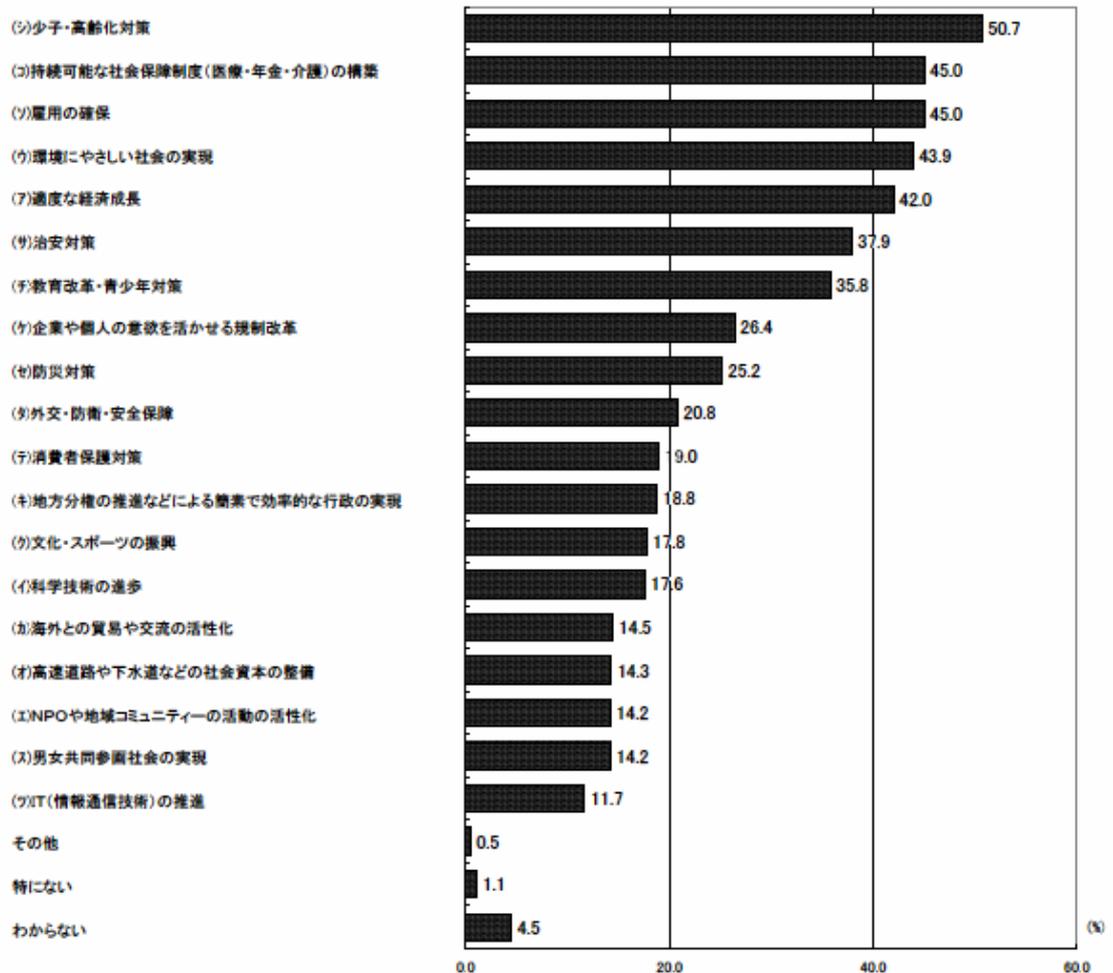


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(1997年(平成9年)1月推計)」

豊かで快適な国民生活のために重点を置くべき分野（複数回答）

平成16年11月

・ 少子・高齢化対策	50.7%
・ 持続可能な社会保障制度（医療・年金・介護）の構築	45.0%
・ 雇用の確保	45.0%
・ 環境にやさしい社会の実現	43.9%
・ 適度な経済成長	42.0%



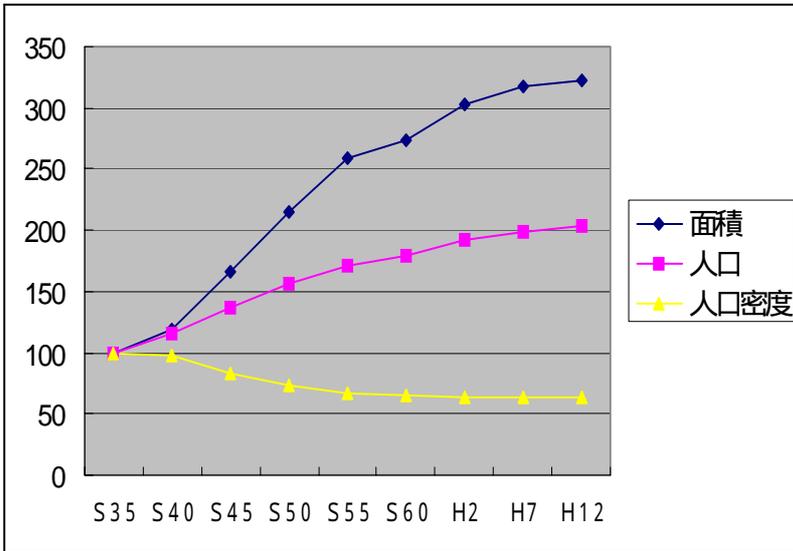
出典：「日本21世紀ビジョンに関する特別世論調査」、内閣府政府広報室（H16.12）

### (3) コンパクトなまちづくりへの対応

#### 市街地及び市街地人口の推移

・我が国の市街地は、高度成長時代から人口密度の低下を伴いつつ一貫して拡大してきたが、近年は頭打ちの状況にあり、拡散した市街地構造のまま人口減少局面を迎える。

DIDにおける面積、人口、人口密度の推移（35年値を100とした場合の各年の値）



- ・DIDの面積は増加を続けているが、増加の割合は低くなっている
- ・DIDの人口は増加を続けているが、頭打ちの状況
- ・DID人口密度は、昭和30年代から50年代は下がってきたが、最近ではほぼ横這い

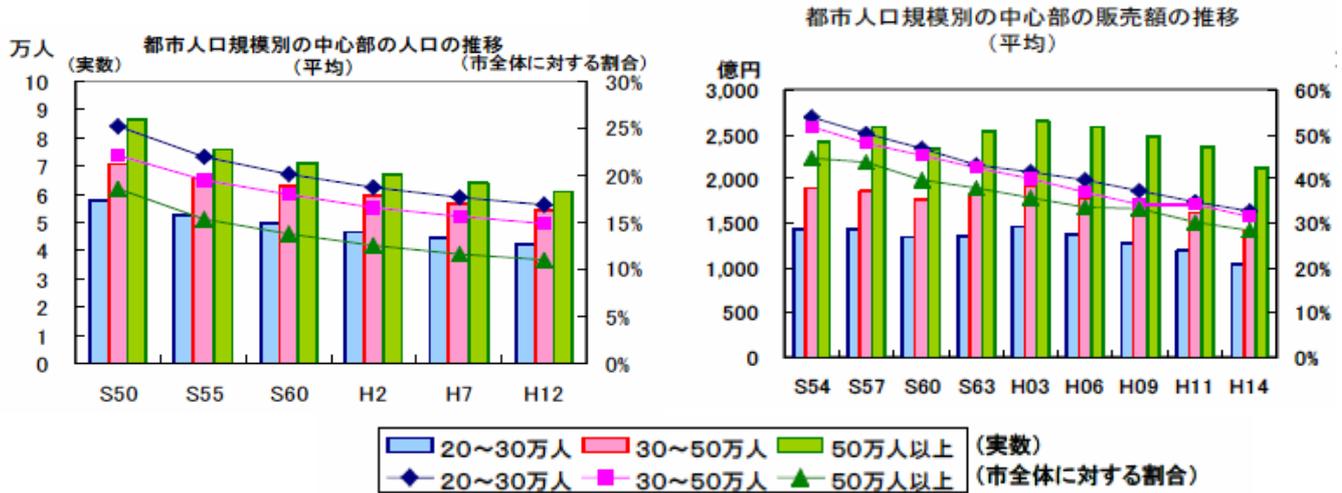
#### 周辺等の拠点的市街地及び徒歩生活圏イメージ



- ・駅周辺等の拠点的市街地を核とした生活・活動・交流空間づくり
- ・超高齢社会の安心・快適な都市生活の基礎となる徒歩生活圏の形成

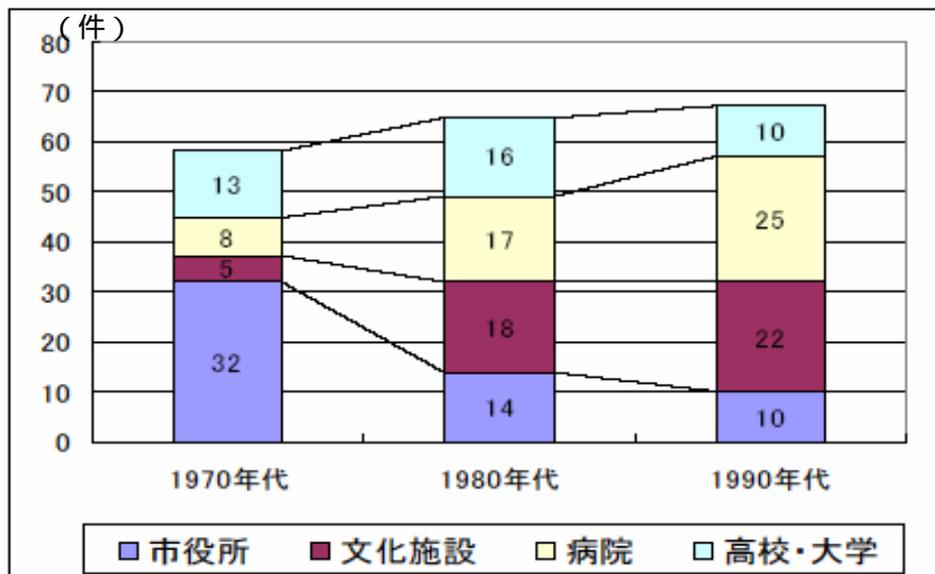
## 中心市街地の現状

- ・ 中心市街地の居住人口や販売額は減少傾向。
- ・ 公共公益施設は郊外に移転する傾向。



三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として国勢調査を集計。過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

## 公共公益施設の郊外移転状況



- ・ 調査対象: 666市(政令市を除く)のうち、回答のあった551市
- ・ 調査方法: 郵送による配布・回収方式 (中心市街地活性化基本計画策定の有無を問わない)
- ・ 調査期間: 平成16年1月19日~2月20日

#### (4) 既存ストックの活用

既存公園の利用については、「総じてよく利用されている」公園の割合が4割程度という調査結果もあり、都市の貴重なオープンスペースをより効果的に活用していくことが重要である。

また、別の調査によると利用されていない理由として

施設の老朽化や樹木の繁茂等による安全・安心感に問題がある

施設の配置や動線利用動線が錯綜し、安全な遊び空間・休憩空間を確保できない

排水不良・段差の発生など基盤に問題があり、バリアフリー対応がなされていない  
柵・生垣等による見通しの不良

ゴミの投棄や周辺住民の私物化・不法駐車など利用者・周辺住民のマナーが悪い

周辺の土地利用の変化や想定利用者の変化に対応できていない

などがあげられており、これらの課題を再整備により解決した公園では公園の利用が増加し、地域活性化や観光資源としての効果を発揮している事例がある。

#### 現在供用されている公園の利用状況



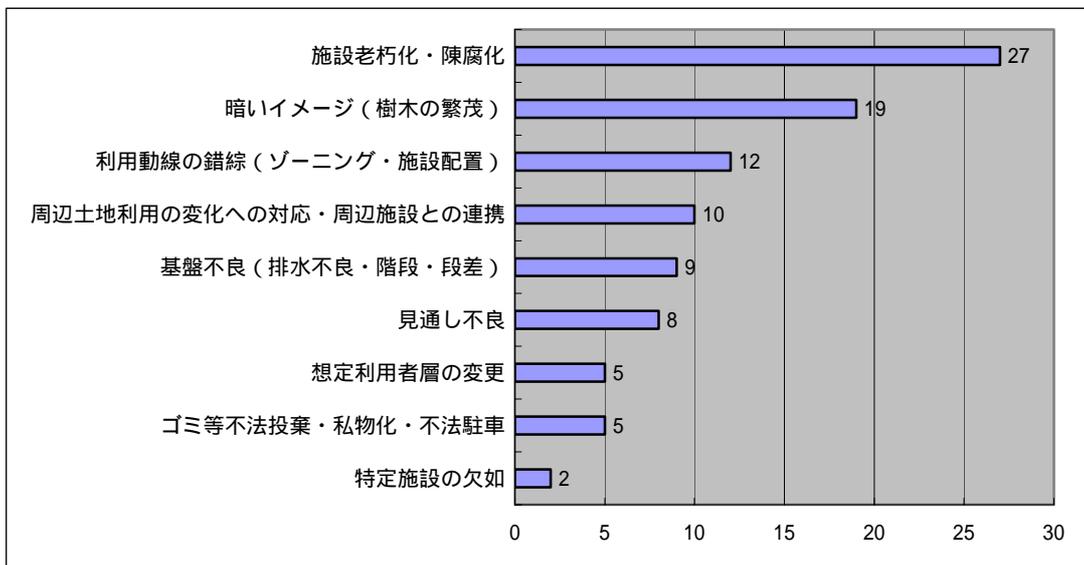
出典：都市公園整備の取組みと今後の課題等に関するアンケート調査報告書  
全国都市公園整備促進協議会 H13.9

## 再整備の理由と再整備の内容

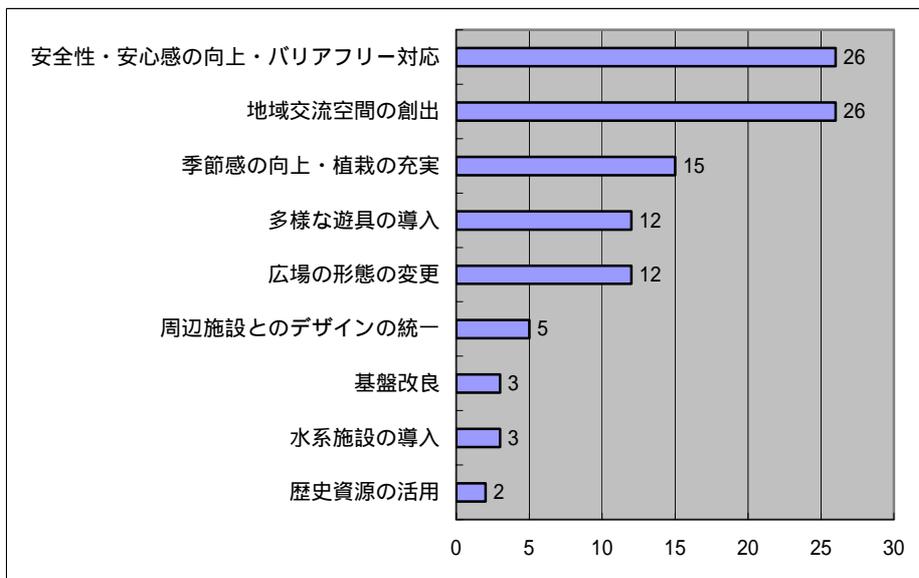
出典：平成 15 年度大都市公園機能実態共同調査報告書  
 (社)日本公園緑地協会 H16.3

調査方法： 各自治体への調書により、以下の条件を満たす公園の再整備事例を収集し、事業の進め方、再整備の特徴、パターン等について分析  
 調査対象： 過去 5 年以内に完成したもの、あるいは現在事業中・計画中のもので通常の補修以上の（全面改修に近い）改修を行ったもの  
 公園数： 48 公園

### 再整備の理由



### 再整備の内容



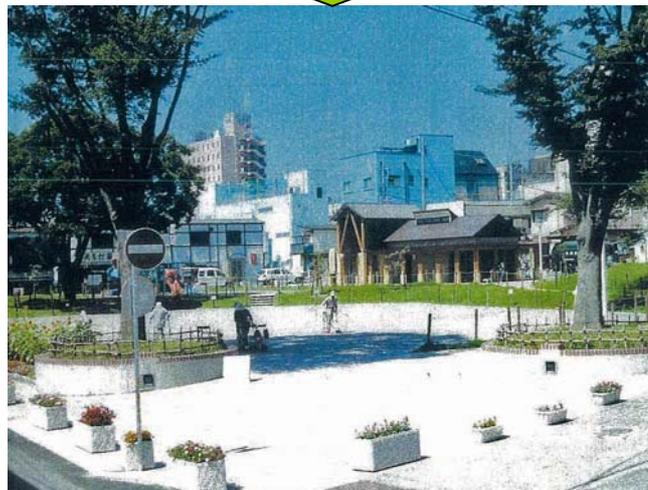
再整備により活性化を図った公園の事例 日立市まえのうち公園

既存の街区公園をリニューアルにより、明るく解放的な空間として駅前から続く平和通りと結び、地域のイベント利用を促進することで、商店街の活性化に寄与している。

<再整備前>



<再整備後>

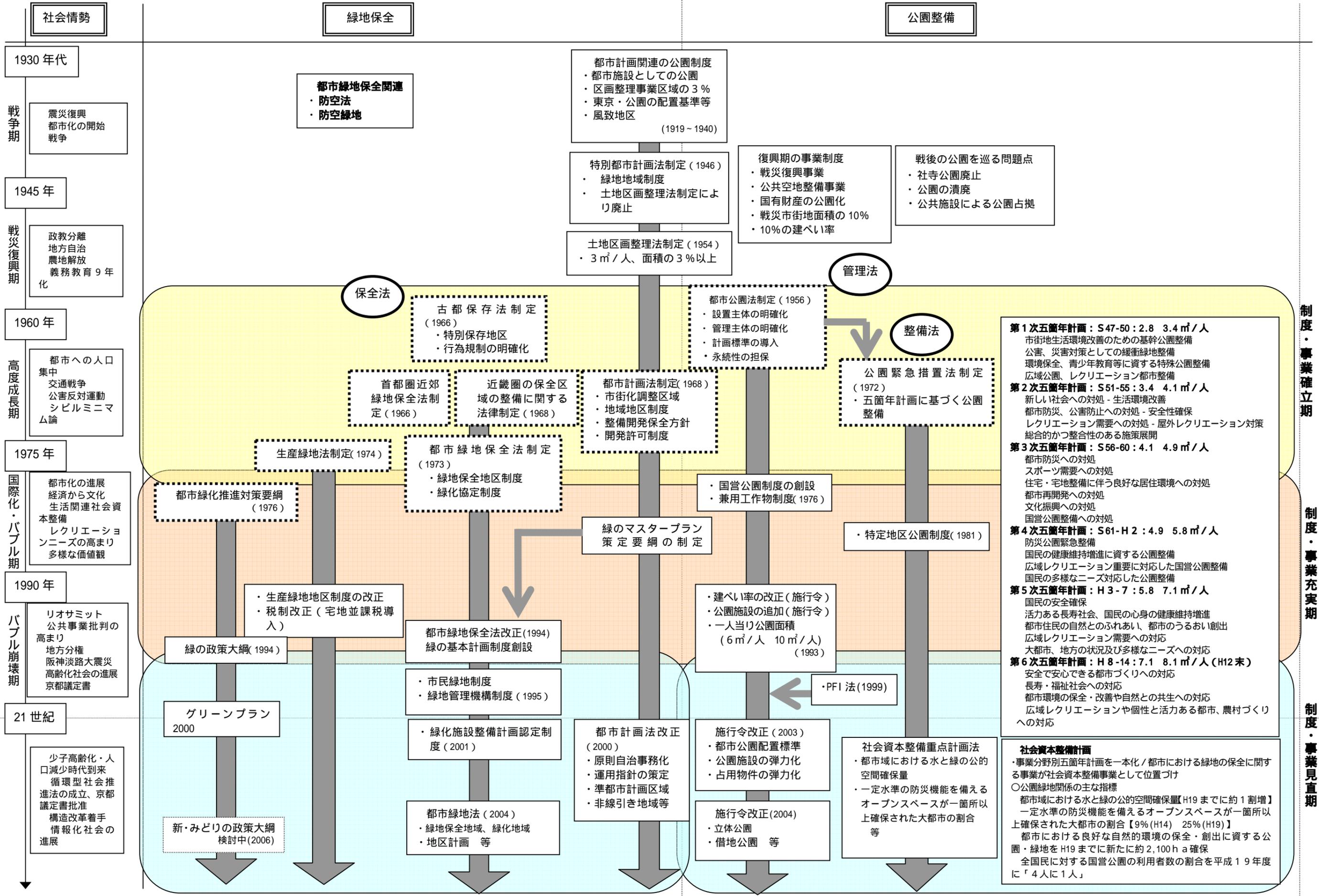


再整備後の遊び場の様子



イベントの開催：ひたち国際大道芸 IN さわやか SUN パーク

(参考) 公園緑地法制度の系譜



制度・事業確立期

制度・事業充実期

制度・事業見直期

- 第1次五箇年計画：S47-50：2.8 3.4 m<sup>2</sup>/人**  
市街地生活環境改善のための基幹公園整備  
公害、災害対策としての緩衝緑地整備  
環境保全、青少年教育等に資する特殊公園整備  
広域公園、レクリエーション都市整備
- 第2次五箇年計画：S51-55：3.4 4.1 m<sup>2</sup>/人**  
新しい社会への対応 - 生活環境改善  
都市防災、公害防止への対応 - 安全性確保  
レクリエーション需要への対応 - 屋外レクリエーション対策  
総合的かつ整合性のある施策展開
- 第3次五箇年計画：S56-60：4.1 4.9 m<sup>2</sup>/人**  
都市防災への対応  
スポーツ需要への対応  
住宅・宅地整備に伴う良好な居住環境への対応  
都市再開発への対応  
文化振興への対応  
国営公園整備への対応
- 第4次五箇年計画：S61-H2：4.9 5.8 m<sup>2</sup>/人**  
防災公園緊急整備  
国民の健康維持増進に資する公園整備  
広域レクリエーション重要に対応した国営公園整備  
国民の多様なニーズ対応した公園整備
- 第5次五箇年計画：H3-7：5.8 7.1 m<sup>2</sup>/人**  
国民の安全確保  
活力ある長寿社会、国民の心身の健康維持増進  
都市住民の自然とのふれあい、都市のうおい創出  
広域レクリエーション需要への対応  
大都市、地方の状況及び多様なニーズへの対応
- 第6次五箇年計画：H8-14：7.1 8.1 m<sup>2</sup>/人 (H12末)**  
安全で安心できる都市づくりへの対応  
長寿・福祉社会への対応  
都市環境の保全・改善や自然との共生への対応  
広域レクリエーションや個性と活力ある都市、農村づくりへの対応

**社会資本整備計画**  
・事業分野別五箇年計画を一本化/都市における緑地の保全に関する事業が社会資本整備事業として位置づけ  
○公園緑地関係の主な指標  
都市域における水と緑の公的空間確保量【H19までに約1割増】  
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合【9%(H14) 25%(H19)】  
都市における良好な自然的環境の保全・創出に資する公園・緑地をH19までに新たに約2,100ha確保  
全国民に対する国営公園の利用者数の割合を平成19年度に「4人に1人」